

関係諸国法令集 59

ブラジル編 その20

ブラジル連邦共和国憲法

(鈴木信男訳)

平成元年 1 月

国際協力事業団

移計調

JR

88-14

国際協力事業団

19700

JICA LIBRARY



1076401(7)

まえがき

1988年10月5日、ブラジル連邦共和国の新憲法が公布された。

さきに、ブラジル日本商工会議所では、鈴木信男氏の翻訳による新憲法邦訳文を発行されたが、同商工会議所のご了解を得て、業務資料として印刷したものである。

この印刷に当たり、ご快諾いただいたブラジル日本商工会議所ならびに鈴木信男氏に心から御礼申し上げたい。

平成元年1月

移住事業部長

目 次

前 文	3	第VI節：集 会	38
第I編 基本原則	3	第VII節：委員会	38
第II編：基本的権利と保障	4	第VIII節：立法手続き	39
第I章：個人及び団体の権利及び義務	4	第I文節：一般規定	39
第II章：社会的権利	10	第II文節：憲法改正	40
第III章：国 籍	13	第III文節：法律	40
第IV章：政治的権利	14	第IX節：会計 財政 予算の 検査	40
第V章：政 党	16	第II章：行政権	45
第III編：国家組織	16	第I節：共和国大統領 / 副大統領	45
第I章：政治行政組織	17	第II節：共和国大統領の権限	45
第II章：連邦	22	第III節：共和国大統領の責任	48
第III章：連邦構成州	23	第IV節：國務大臣	49
第IV章：市	25	第III章：司法権	50
第V章：連邦直轄区及び直轄領	25	第I節：一般規定	50
第I節：連邦直轄区	25	第II節：連邦最高裁判所	54
第VI章：干 渉	25	第III節：高等司法合議裁判所	56
第VII章：公共行政	27	第IV節：連邦地方合議裁判所 及び連邦裁判所判事	58
第I節：一般規定	27	第V節：労働合議裁判所 及び裁判所判事	60
第II節：文官公務員	29	第VI節：選挙合議裁判所 及び裁判所判事	61
第III節：軍人公務員	31	第VII節：軍事合議裁判所 及び裁判所判事	63
第IV節：地域	31	第VIII節：私有合議裁判所 及び裁判所判事	63
第IV編：権力組織	32	第IV章：司法行政に不可欠の 職務	64
第I章：立法権	32		
第I節：国 会	32		
第II節：国会の権限	32		
第III節：連邦下院	34		
第IV節：連邦上院	35		
第V節：下院議員及び 上院議員	36		

第Ⅰ節：検察庁……………	64	第Ⅶ編：経済及び金融秩序……………	83
第Ⅱ節：連邦総弁護庁……………	66	第Ⅰ章：経済活動の一般原則……………	83
第Ⅲ節：公共弁護・保護局…	66	第Ⅱ章：都市政策……………	87
第Ⅴ編：国家及び民主主義諸制度		第Ⅲ章：農業政策, 農地及び	
の防衛……………	67	農業改革政策……………	88
第Ⅰ章：戒厳及び国土防衛事態の		第Ⅳ章：国家金融制度……………	90
布国……………	67	第Ⅷ編：社会秩序……………	91
第Ⅰ節：国土防衛事態……………	67	第Ⅰ章：一般的規定……………	91
第Ⅱ節：戒厳……………	68	第Ⅱ章：社会保険……………	91
第Ⅲ節：一般規則……………	69	第Ⅰ節：一般規則……………	91
第Ⅱ章：国軍……………	69	第Ⅱ節：保健……………	92
第Ⅲ章：公共の安全……………	70	第Ⅲ節：社会保障……………	93
第Ⅵ編：公租公課及び予算……………	71	第Ⅳ節：社会援護……………	95
第Ⅰ章：国家租税体系……………	71	第Ⅲ章：教育, 文化, スポーツ…	95
第Ⅰ節：一般的原則……………	71	第Ⅰ節：教育……………	95
第Ⅱ節：徴税権の制限……………	72	第Ⅱ節：文化……………	98
第Ⅲ節：連邦税……………	73	第Ⅲ節：スポーツ……………	98
第Ⅳ節：州税及び連邦直轄		第Ⅳ章：科学及び技術……………	99
区税……………	75	第Ⅴ章：社会通報……………	99
第Ⅴ節：市税……………	77	第Ⅵ章：環境……………	101
第Ⅵ節：租税収入の配分……………	78	第Ⅶ章：家族, 児童, 青年……………	102
第Ⅱ章：公共財政……………	79	第Ⅷ章：原住民……………	104
第Ⅰ節：一般原則……………	79	第Ⅸ編：憲法の一般規定……………	105
第Ⅱ節：予算……………	80	憲法経過規定令……………	108

前 文

社会的調和に立脚し、国際秩序における紛争の平和的解決の義務に拘束され、友愛的、多元的かつ偏見無き社会の至高の価値として、社会及び個人の権利、自由、安全、福祉、進歩、平等、正義の実行を保障するための民主主義的国家を設立する憲法制定国家に集合した我等ブラジル人民代表は、神の保護の下に、下記のブラジル連邦共和国憲法を發布する。

第 I 編：基本原則

第 1 条：諸州、諸市及び連邦直轄区の不可分の結合により構成されるブラジル連邦共和国は、民主的法治国として設立され、下記のものをもその根底とする。

I：主権。

II：公民権。

III：人間の尊厳。

IV：労働及び自由な事業の社会的価値。

V：政治的な多元性。

単項：全ての権力は、人民に由来する。人民は選挙された代表を通じ、あるいは、直接に、この憲法の範囲においてその権力を行使する。

第 2 条：連邦の権力は、独立しかつ相互に調和した立法、行政及び司法の諸権力より成る。

第 3 条：ブラジル連邦共和国の基本目的を下記の通り定める。

I：自由、公正かつ連帯社会を建設する。

II：国の発展を保障する。

III：貧困と周辺化を根絶し、社会的及び地域的格差を縮小する。

IV：出身、人種、性別、皮膚の色、年齢に関する偏見、その他いかなる形態の差別も無く、全ての者の福祉を推進する。

第 4 条：ブラジル連邦共和国は、国際関係において、下記の諸原則の支配下にあるものとする。

I：国の独立。

II：人権の尊重。

III：諸民族の自決。

- IV：内政不干渉。
- V：国家間の平等。
- VI：平和の擁護。
- VII：紛争の平和的解決。
- VIII：テロリズムと人種主義の排除。
- IX：人類の進歩のための諸国民の協力。
- X：政治的亡命の許与。

単項：ブラジル連邦共和国は、ラテン・アメリカ諸国の共同体の形成を目的とする経済的、政治的、社会的、文化的統合を追求する。

第II編：基本的権利と保障

第I章：個人及び団体の権利及び義務

第5条：全ての者は、法の前に平等で、いかなる性質の差別も有せず、国内に居住するブラジル人及び外国人に対しては、下記の規定において、生命、自由、平等、安全及び所有の権利の不可侵が保障される。

- I：この憲法の規定に従い、男女は権利と義務において平等とする。
- II：何人も、法に基かずに何事かを行い、あるいは、行わないことを強制されない。
- III：何人も、拷問、非人道的又は劣悪な取扱いを受けることはないものとする。
- IV：思想の発表は自由とする。但し、匿名を禁じる。
- V：攻撃に対しては、物質的、精神的又はイメージに対する損害の補償の他、相応の反論の権利が保障されるものとする。
- VI：良心又は信仰の自由は不可侵とし、宗教的礼拝の自由な実行は保障され、法律に従い、礼拝の場所及びその儀式に対する保護が保障されるものとする。
- VII：法律の範囲で、営内の文民又は軍隊に対する宗教的援助の供与は保障されるものとする。
- VIII：何人も、宗教的信条、あるいは、哲学的又は政治的な信念を理由として、権利を奪われることはないものとする。ただし、全ての者に課せられている法律上の義務を免れるために援用し、かつ、法定の、代替の義務を果たすことを拒否する場合を除く。

- IX：知的，芸術的，学術的活動及び報道の表現は自由とし，検閲又は許可は行われない。
- X：個人の秘密，私生活，名誉又はイメージは不可侵とし，これらの侵害から生じる物的又は精神的損害に対する権利が補償されるものとする。
- X I：家屋は個人の不可侵の庇護の場所であり，何人も住人の許可なく，その内部に侵入することはできない。ただし，現行犯若しくは災害の場合，又は，救助を供与するため，又は，裁判所の決定により日中に行う時を除く。
- X II：通信及び電信，データ並びに電話通話の秘密は不可侵とする。ただし，電話通話の場合においては，法律が犯罪捜査又は刑事訴訟審理のために定める場合と形式における，裁判所の命令による時は例外とする。
- X III：法律が定める資格要件を遵守して，あらゆる労働，職務又は職業を行うことは自由である。
- X IV：全ての者に対して情報のアクセス権が保障され，かつ，職務の実行に必要な時は，情報源の秘密が保護されるものとする。
- X V：平時においては，国の領域内の移動は自由とし，何人も法律の範囲で，財産と共に，領域内に入域，滞在，出域出来るものとする。
- X VI：全ての者は，平和的に，武器を携帯せず，公に解放された場所で，許可を必要とせず，権限ある官庁に対する事前の届出のみで，集会することが出来る。ただし，同じ場所にその以前に招集された他の集会を妨げてはならない。
- X VII：適法の目的の結社は完全に自由とする。ただし，軍事的性格の結社は禁止する。
- X VIII：社団の結成及び法定の形式における共同組合の結成は，許可を必要とせず，その活動に対する国の干渉は禁止されるものとする。
- X IX：社団は裁判所の決定によるほかは，強制的に解散させられることなく，また，活動を停止されることもないものとする。前者の場合においては，確定判決を必要とする。
- X X：何人も，社団への加入又はその加入の継続を強制されない。
- X X I：結社団体は，明示の許可を得ている時は，その加入者を裁判上又は裁判外で適法に代表することが出来る。
- X X II：所有権は保障されるものとする。
- X X III：所有は社会的役割に従う。
- X X IV：法は，公の必要若しくは利益，又は，社会の利益を理由とし，この憲法に規定する場合を除き，金銭による，公正な，事前の補償による，収用の手続きを

定めるものとする。

XXV：公共の緊迫の危険の場合においては、権限ある官庁は、私有の財産を使用することが出来る。ただし、損害のある時は、事後の賠償が所有者に対して保障されるものとする。

XXVI：法律で定める所に従う小所有農業財産は、家族の労働のみによるものである限り、生産活動の結果生じる債務支払いの保証の目的とならないものとする。

XXVII：著作者に対しては、法定の期間、相続人に移転可能な、自己の作品の利用、出版又は再生の排他的な権利が属するものとする。

XXVIII：下記のもは、法律の規定により保障されるものとする。

a) スポーツ活動におけるものを含め、集団的作品における個人の参加及び人間の映像と音声に対する保護。

b) 創作作品に対する創作者、解説者及びその組合及びその連合による作品の経済的利用の監視の権利。

XXIX：法律は、社会的利益並びに国の技術的進歩及び経済的進歩を目的として、工業的発明者に対して、発明の一時的使用の特権、及び、工業創造、商標権、企業名その他の標章に対する保護を与える。

XXX：相続権は保障されるものとする。

XXXI：国内に滞在する外国人の財産の承継の権利は、ブラジル人の配偶者又は子に対し、遺言者の属人法が、ブラジル法より有利で無い時は、ブラジル法によって、規制されるものとする。

XXXII：国は、法律に従い、消費者の擁護を推進するものとする。

XXXIII：全ての者は、公共機関から個人、団体又は一般の利益に関する情報を受け取る権利を有する。この情報は、法定の期間内に、供与されるものとし、これに反する時は処罰する。ただし、その秘密が社会及び国家の安全と不可分の場合は、例外とする。

XXXIV：下記のもは、公課の支払いに関係なく、全ての者に対して保障されるものとする。

a) 権利の擁護又は不法行為若しくは権力濫用からの保護を公権力に対し請求する権利。

b) 権利の擁護及び個人の利益の状態を明白にするために公共官庁における証明書の取得。

XXXV：法は、権利の棄損又は権利に対する脅威を裁判所が審理することを禁じることが出来ない。

XXXVI：法は既得の権利，完全な法律行為又は既判の事項を害することは出来ない。

XXXVII：単独又は会議制にかかわらず，特別裁判所は設置しない。

XXXVIII：下記の項目を保障した，法定の組織を有する陪審の制度を認めるものとする。

- a) 完全な弁護。
- b) 投票の秘密。
- c) 陪審員の評決の絶対。
- d) 謀殺の犯罪の裁判に対する権限。

XXXIX：事前に犯罪を規定した法がなければ犯罪は無く，事前に法的制裁の規定がなければ刑は無いものとする。

XL：刑事法は被告の利益のためを除いて，遡及しない。

XLI：法，基本的権利及び自由を侵害するいかなる差別も処罰するものとする。

XLII：人種差別の実行は，保釈金の積立て及び時効を受けない犯罪を構成するものとし，法律の規定に従い，禁固刑に処するものとする。

XLIII：法は拷問の実行，麻薬及びこれと類似の薬品の不法な運搬，テロリズム及び恐怖犯罪として定義される犯罪の実行は，保釈金の積立て，あるいは，特赦又は恩赦を受けない犯罪とみなし，これら犯罪に対しては，命令者，実行者，又は，これを避け得たにかかわらず怠った者は，責任を問われるものとする。

XLIV：文民又は軍人の武装グループの憲法秩序及び民主主義国家に反対する行動は，保釈金の積立て及び時効を受けない犯罪とする。

XLV：いかなる刑罰も，有罪の者以外に及ぼすことは出来ない。但し，損失の回復義務，財産の没収の宣言は，法律の範囲で，承継人に及ぼし，移転された財産の額を限度として，承継人に対して執行されるものとする。

XLVI：法は刑罰の適用について規定し特に，下記の刑を適用する。

- a) 自由の剥奪又は制限。
- b) 財産の剥奪。
- c) 罰金。
- d) 代替の社会的貢献。
- e) 権利の停止又は剥奪。

XLVII：下記の刑罰は有しない。

- a) 死刑。但し，第84条のXIXの規定における宣戦の布告による戦争の場合を除く。

- b) 無期刑。
- c) 強制労働。
- d) 追放。
- e) 残酷な刑。

XLVIII：刑罰は受刑者の犯罪の性質、年齢、性別に従い、異なる施設において、執行される。

XLIX：拘禁者に対しては、身体的及び精神的な統合性の尊重が保証される。

L：女囚に対しては、授乳の期間、その子と共生可能の条件が保障される。

LI：いかなるブラジル人も犯罪人として、外国に引渡されることはないものとする。ただし、法に定める所に従って、帰化人が帰化以前に犯した普通の犯罪の場合又は麻薬若しくは類似の薬品の不法な運搬に関与している場合を除くものとする。

LII：政治犯罪又は言論上の犯罪による外国人の引渡しは許容しない。

LIII：何人も、権限ある官憲によるのではなくては訴追されることも、判決を受けることもないものとする。

LIV：何人も正規の法手続きによるのでなければ自由又は財産を剥奪されることはないものとする。

LV：司法又は行政訴訟の当事者及び一般被告に対しては、応訴及び十分な弁護が、弁護に固有な手段と上訴により保障されるものとする。

LVI：訴訟においては、不法の手段により取得された証拠は認められない。

LVII：何人も、刑法上の有罪の判決を受けるまでは、有責とみなされない。

LVIII：法に定める他、民事の訴訟に係属した事件が刑事の訴訟に係属させられることはないものとする。

LIX：公訴が、法定の期間に提起されない時は、公訴の犯罪における私訴を認めるものとする。

LX：法は、個人秘密の擁護又は社会的利益の要求がある時を除いては、訴訟の広報を制限してはならない。

LXI：何人も、現行犯又は権限ある司法官憲の文書による、かつ、根拠を付した命令によるのでなければ逮捕されることはない。ただし、法律に定める軍人の違法行為又は軍に固有の犯罪の場合を除く。

LXII：いかなる者の拘禁及びその場所も直ちに権限ある判事及び被拘禁者の家族又は被拘禁者の指定する者に対して、直ちに、通知されるものとする。

LXIII：被拘禁者はその権利、特に、黙秘の権利を告げられるものとし、家族と弁

護士の救助を保障されるものとする。

L X IV : 被拘禁者は、拘禁と警察の尋問の理由を明らかにすることを要求する権利を有する。

L X V : 不法の拘禁は、司法官憲が、直ちに、取消しを行わなくてはならない。

L X VI : 保釈金の有無にかかわらず、法が保釈を命じる時は、何人も、抑留、拘禁されることはないものとする。

L X VII : 債務を理由とする民事拘留はないものとする。ただし、扶養の義務の故意かつ理由を欠く不履行及び不誠実な受託人の責任は例外とする。

L X VIII : 何人かが不法行為又は権利の濫用により、行動の自由が暴力又は強制をもって阻害され、あるいは、阻害されるおそれのある時は、何時でも、人身保護令状が発せられるものとする。

L X IX : 不法行為又は権利の濫用の責任を有するものが、官憲又は公権力の権限の行使における法人の機関である時、人身保護令また情報保護令によって保護されない純粋確実な権利を擁護するために、権利保障令が発せられる。

L X X : 集团的権利保障令は、下記の者により請求される。

a) 国会に代表を有する政党。

b) 成員又は社員の利益の保護のために適法に設立され、少なくとも1年以上活動している組合組織、職能団体又は社団

L X X I : 憲法上の権利と自由及び国籍、主権、公民権に固有な特権の実施が、施行規範の欠如のため、不可能となっている時は、常に、憲法規範施行令を発する事が出来る。

L X X II : 下記の場合“情報保護令”を発給する。公民権の行使に必要な行為は無償とする。

a) 政府団体又は公共的性格の記録又はデータ・バンクに記載のある、請願人に関連の情報を知悉することを保障するため。

b) 司法又は行政の秘密の手続きにより、情報の訂正が行われない時、これを行うため。

L X X III : いかなる市民も、公共又は国の参加する団体の財産、行政的道義、環境、並びに、歴史的及び文化的資産の毀損の行為を無効とするための人民訴訟を提起する適法の当事者とし、悪意が証明される時を除いては、裁判費用及び敗訴の負担を免じるものとする。

L X X IV : 国家は、資力の不十分な者に対する総合的かつ無償の司法援助を供するものとする。

LXXV：国家は、誤判により有罪とされた者及び判決において定めた期間を超えて拘禁されている者の賠償を行う。

LXXVI：法律の定める所に従い、貧困と認められている者に対しては下記のものを無償とする。

- a) 出生の民事の登録。
- b) 死亡証明書。
- c) 公民権の行使に必要な行為。

LXXVII：“人身保護令”及び“情報保護令”に関する訴訟は、法律に定める形式に従う。

§1：基本的権利及び保障を定義する規範は即時に適用のあるものとする。

§2 この憲法に明示した権利と保障は、憲法の採用する他の制度及び原則又はブラジル共和国連邦政府が当事者である国際条約に由来するその他の権利、保障を排除するものではない。

第II章 社会的権利

第6条 この憲法の定める所に従い、教育、保健、労働、余暇、安全、社会保障、母子保護、要保護者援護を社会的権利とする。

第7条 労働者の社会的条件を改善するための権利の他、下記のことを都市及び農村の労働者の社会的権利とする。

I：他の諸権利とともに、補償金の支払いを予定する補足法の規定において、恣意的かつ正当理由を欠く解雇から保護された雇用関係。

II：意に反した失業の場合の失業保険。

III：勤続期間保障基金。

IV：法律で定められ、全国一律で、住居、食料、教育、保健、余暇、医療、衛生、交通及び社会保障に関し労働者とその家族の基本的生活の必要を満たすに足り、購買力を維持するに足りる他、いかなる目的に対する拘束も受けない最低賃金。

V：労働の範囲と複雑性に応じた賃金の下限。

VI：団体協約又は団体協定に定める場合を除く賃金の減額の禁止。

VII：可変報酬を受ける者に対する、必ず最低賃金以上である賃金の保障。

VIII：賃金総額又は老齢退職年金額を基礎とする13月賃金。

IX：夜間労働賃金は昼間労働賃金を上回ること。

X：法の定めに従う賃金の保護。（賃金の不正な抑制は犯罪を構成する）

- X I : 報酬と関係なき、利益または純益に対する参与、及び、特別の場合には、法律に定める形式における企業経営参加。
- X II : 被扶養者に対する家族給。
- X III : 団体労働協約又は協定により、時間表の補正又は一日当りの労働時間数の短縮のいずれかを選択する場合を除き、1日当り8時間、週間44時間を超えない通常労働時間。
- X IV : 団体交渉により定める場合を除き、連続、交替制の班で行う労働については1日当り6時間を超えないものとする。
- X V : 日曜日を優先する有給週休日。
- X VI : 少なくとも通常の賃金の50%増を超える時間外勤務の賃金。
- X VII : 通常の賃金の少なくとも、3分の1の割増し額と引き換えることのできる年次有給休暇の享受。
- X VIII : 120日間連続の、雇用及び賃金の損失無き妊産婦休暇。
- X IX : 法律で定める期間における産児の父親休暇。
- X X : 法律の規定における、特定助成策による婦人労働市場の保護。
- X X I : 法律の規定における、最低30日間の、勤務期間に相応した解雇予告期間。
- X X II : 保健、衛生、安全の規範的手段による、労働に固有の危険の低減。
- X X III : 法律の規定における、苛酷、不衛生、危険な活動に対する割増し賃金。
- X X IV : 老齢退職年金の支給。
- X X V : 出生から6歳までの子及び被扶養者に対する保育所及び幼稚園における無償援助。
- X X VI : 労働団体協約及び協定の承認。
- X X VII : 法律の規定におけるオートメーション工程での労働者の保護。
- X X VIII : 雇主の故意又は過失によって生じた事故の時は、その雇主の責任である賠償を除外することのない雇主の負担による労働災害保険。
- X X IX : 下記の時効期間を有する、労働関係から生じる債権に関する訴訟。
 - a) 都市労働者に対しては5年(ただし、契約の消滅後2年まで)。
 - b) 農村労働者に対しては、契約消滅後2年まで。
- X X X : 性別、年齢、皮膚の色又は既婚未婚の別を理由とする賃金、職務の実施、採用基準の差別の禁止。
- X X X I : 身体障害を有する労働者の賃金及び採用基準に関する何らかの差別の禁止。
- X X X II : 肉体労働、技術労働、知的労働の間の差別、又は、各労働の諸職業間の差別の禁止。

XXXIII：見習いの条件に於けるものを除いて、18歳未満の年少者に対する夜間、危険、不衛生労働の禁止、及び、14歳未満の年少者に対する全ての労働の禁止。

XXXIV：常雇い、臨時雇い労働者間の権利の平等。

単項：家事労働者の職種に対しては、IV、VI、VII、XV、XVII、XVIII、XIX、XXI及びXXIV項に規定する権利、並びに、社会保障の全ての権利が保障される。

第8条：下記の条項を守って行う職能団体又は組合の結社は自由とする。

I：法は、組合の設立に対して、権限ある期間における登記以外に、国家の許可を要求してはならず、公権力の組合組織に対する干渉及び介入は禁止される。

II：同一基本地域において、職種又は業種代表の組合組織は、いかなる組織段階においても、一を超えて設立してはならない。上記の基本地域は、利害関係人たる労働者及び使用者により定義されるものとするが、1市より小さい面積であってはならない。

III：組合は、裁判事項又は行政事項を含む職種の団体又は個人の権利及び利益を擁護する権能を有するものとする。

IV：総会は、職種又は業種の負担金を決定する。この負担金は、職種に関する時は、法定の負担金とは別個に、当該職種の組合代表総連合組織の費用のために、賃金表から差引かれるものとする。

V：何人も組合に加入し、加入を継続する義務を有しない。

VI：労働団体交渉には、組合が必ず参加しなくてはならない。

VII：組合員たる老齢退職年金受給者は当該組合組織における選挙権及び被選挙権を有する。

VIII：組合員たる従業員の解雇は、従業員が組合役員又は代表の職に立候補を登録した時以降、禁止され、かつ、もし、当選した時は、たとえ補欠でも、任期の終了後1年まで、禁止されることとなる。ただし、法律に定める重大な過失のある時は例外とする。

単項：本条の規定は、法定の条件を満たす場合は、農村組合及び漁村組合の組織にも適用されるものとする。

第9条：ストライキの権利は保障され、ストライキを行う機会及びストライキの手段により擁護すべき利益についての決定権は、労働者にあるものとする。

§1：重要必須役務又は活動は法律がこれを定め、さらに、共同体の遷延出来ない必要の充足についても、法律が定める。

§2：濫用が行われた時、その濫用は法定の刑罰の責任を負うものとする。

第10条：労働者及び使用者に対しては、これらの者の職業上又は社会保障上の利益が

討議決定の対象となる公共機関の合議体に、参加することが保障される。

第11条：従業員200名を超える企業体においては、もっぱら、従業員と使用者の直接的理解を進める目的で、1名の代表を選出することが保障される。

第Ⅲ章 国 籍

第12条：下記の者をブラジル人とする。

I：生来のブラジル人

- a) ブラジル連邦共和国において出生した者。外国人の両親から出生したものを含むが、その両親が自国の公務を行っている時を含まない。
- b) 外国において、ブラジル人の父親又はブラジル人の母親から出生した者。ただし、上記の者が、ブラジル連邦共和国の公務にある事を条件とする。
- c) 外国において、ブラジル人の父親又はブラジル人の母親から出生した者で、権限あるブラジル官庁に登録され、あるいは、青年に達する前に、ブラジル連邦共和国に居住するに至り、成年に達した後、何時たるかを問わず、ブラジル国籍を選択した者。

II：帰化ブラジル人

- a) 法の形式に従い、ポルトガル語国出身の者で、連続1年の居住と道徳上の適格性のみを要求されるブラジル国籍を取得した者。
 - b) 国籍のいかんを問わず、ブラジル連邦共和国に連続30年以上居住し、刑法上有罪の判決を受けていない外国人。ただし、ブラジル国籍を請求した者に限る。
- § 1. 我が国に永住するポルトガル人に対しては、ブラジル人のための互惠の措置がある場合には、この憲法に規定する場合を除き、生来のブラジル人に固有の権利を与えるものとする。
- § 2. 法は、この憲法に規定する場合を除き、生来のブラジル人と帰化人の間に差別を設けない。
- § 3. 下記の職は、生来のブラジル人のみのものとする。
- 1) 共和国大統領及び副大統領。
 - 2) 下院議長。
 - 3) 連邦上院議長。
 - 4) 連邦最高裁判所判事。
 - 5) 職業外交官。

6) 国軍士官。

§ 4. 下記の場合においては、ブラジル国籍の喪失が宣言されるものとする。

1) 国益に有害な活動のために司法判決により、帰化を取り消された時。

2) 任意の帰化により、他の国籍を取得した時。

第13条：ポルトガル語は、ブラジル連邦共和国の公用語である。

§ 1. ブラジル連邦共和国の象徴は、国旗、国歌、国章及び国印とする。

§ 2. 州、連邦直轄区、市は固有の象徴を有することが出来る。

第IV章：政治的権利

第14条：人民の主権は、普通選挙及び全ての者に等価である直接、秘密の投票により、かつ、法の規定において、下記のものを通じて行使されるものとする。

I：国民投票（プレビシット）。

II：レファレンダム。

III：国民発議。

§：1. 選挙人名簿登録と投票は下記の通りとする。

1) 18歳以上の者に対しては義務。

2) 下記の者には、任意。

a) 文盲。

b) 70歳以上の者。

c) 16歳以上18歳未満の者。

§ 2. 外国人及び義務兵役期間中において軍籍にある者は、選挙民として登録されない。

§ 3. 下記のことを、法律の形式に従って被選挙権を有する条件とする。

1) ブラジル国籍。

2) 政治的権利の完全な行使。

3) 選挙人名簿登録。

4) 選挙区内に住所を有すること。

5) 政党に所属していること。

6) 下記の年齢以上であること。

a) 共和国大統領、副大統領及び上院議員については、35歳。

b) 州及び連邦直轄区の知事及び副知事については30歳。

c) 連邦下院議員、州又は連邦直轄区議会議員、市長、副市長及び治安判事

については、21歳。

d) 市会議員については18歳。

- § 4. 選挙人名簿に記載不可能の者及び文盲である者は被選挙権を有しない。
- § 5. 共和国大統領、州知事、連邦直轄区知事、市長及びこれらの職を継ぐ者は、次期において、同一の職に選出されることを得ないか、あるいは、選挙の6か月前に交替されなくてはならない。
- § 6. 他の職に立候補するためには、共和国大統領、州知事、連邦直轄区及び市長は、選挙前6か月までに、当該職を辞職しなくてはならない。
- § 7. 共和国大統領、州知事、連邦直轄領知事、連邦直轄区知事、市長又は選挙前6か月以内にこれらの職に交替して就いた者の配偶者、2親等までの若しくは養子縁組による血族若しくは姻族を含む親族は、上記の職に在る本人の管轄地域においては、被選挙権を有しない。ただし、既に選挙による職の委託を得た者及び再選の立候補を行っている者は上記の限りではない。
- § 8. 選挙人名簿に登録可能の軍人は、下記の条件を満たして、被選挙権を得るものとする。
- 1) 軍務が10年に満たない時は、軍務から離脱しなくてはならない。
 - 2) 軍務が10年を越える時は、上級高官により、請求されるものとし、当選すれば、証明書授与の時に、自動的に、予備役に編入されるものとする。
- § 9. 補足法は、選挙の正常性、適法性を経済力の影響、直接又は間接行政の職務、職又は雇用職の職権の濫用から守るため、被選挙権が与えられない他の場合及びその効力の止む期限を定めなくてはならない。
- § 10. 選挙による受任に対しては、当選証明書の授与から数えて15日の期間に、選挙裁判所において、経済力乱用、腐敗、詐欺の証拠を付した訴訟により、異議を申立てることが出来る。
- § 11. 異議申立ての訴訟は、非公開の裁判で進行するものとし、法の形式に従い、事実無根の場合、又は、悪意の場合、原告は責任を負わなくてはならない。

第15条：政治的権利の廃止は行ってはならない。その喪失又は停止は、下記の場合にのみ行われる。

I：確定判決による帰化の取消し。

II：民事上の絶体無能力の場合。

III：刑事の確定有罪判決の有効期間中。

IV：第5条、VIIの規定における、全ての者に課せられている義務の履行又は代替の

役務供与拒否。

V：第37条 § 4 の規定における行政の不誠実。

第16条：選挙手続きを改正する法律は、公布以後1年で発効するものとする。

第V章：政 党

第17条：主催、民主主義体制、多政党制、人間の基本的権利に留意し、下記の規範に従って行う、政党の創設、合同、吸収、消滅は自由とする。

I：国民的性格

II：外国の団体若しくは政府、又は、これらに従属するものから財政資金を受けることの禁止。

III：選挙裁判所に対する報告書の提出。

IV：法律に従う議会活動。

§1. 政党に対しては、その内部構造、組織及び活動に関する自主権が保障されるものとし、その定款は、党員の忠実義務と規律について定めなくてはならない。

§2. 政党は、民事法の形式において法人格を取得したのち、その定款を高等選挙裁判所に登録しなくてはならない。

§3. 政党は、法の形式に従い、政党基金の資金に対する権利とラジオ及びテレビジョンに対する無償の使用に対する権利を有するものとする。

§4. 政党による準軍事組織の使用は禁止されるものとする。

第Ⅲ編：国家組織

第I章：政治行政組織

第18条：ブラジル連邦共和国の政治行政組織は、この憲法の規定における連邦、州、連邦直轄区、市（全て自治団体）を包含する。

§1. ブラジリアは連邦首都とする。

§2. 連邦直轄領は連邦の一部を構成し、その創設、州への昇格又は分離前の州への再統合は、補足法において定める。

§3. 諸州は、相互に合併し、他州に付属するため、あるいは、新州もしくは連

邦直轄領を形成するため、補足法により、直接利害関係を有する住民の直接投票による承認と国会の承認を通じて、分割又は一部を分離することが出来る。

§ 4. 市の創設、吸収、合併及び分離は、都市環境の歴史文化的連続性と統一性を維持し、州の補足法の規定の要求に従い、州補足法により行われるものとし、かつ、住民投票による、直接に利害関係ある住民に対する事前の聴聞に依拠しなくてはならない。

第19条：下記の事項は、連邦、州、連邦直轄区及び市がおこなってはならない。

- I：宗派又は協会を設立し、これに補助金を支出し、これらもしくはこれらの代表と、従属若しくは同盟の関係を維持すること。ただし、法律の形式における公共の利益のための協力は例外とする。
- II：公文書に対して公証を拒否すること。
- III：ブラジル人の間に差別又は特権を設けること。

第II章：連 邦

第20条：下記のものは連邦財産とする。

- I：現に連邦に属するもの及び連邦に帰属するに至るもの。
- II：法律に定める、国境、要塞及び軍事建造物、連邦通信交通路並びに環境保護に不可欠な帰属地。
- III：2以上の州にまたがり、又は、他国との境界の役割を果たし、又は、外国の領土まで達し若しくは外国領土から流れる、湖沼、河川及びその領内の土地の全ての流水、並びに、周辺の土地及び河川浜。
- IV：他国との境界地域の河川及び湖沼の島、海浜、洋島、沿岸島で、第26条のIIに言う地域を除いたもの。
- V：大陸棚及び経済的専管区域の天然資源。
- VI：領海
- VII：海軍用地及びその隣接地域。
- VIII：水力発電潜在力。
- IX：地下資源を含む鉱物資源。
- X：地下天然の洞窟及び考古学的及び先史学的地域。
- XI：伝統的にインディオにより占拠されている土地。

§ 1. 法律の規定により、石油又は天然ガス、発電目的の水力資源、又は、当該領土、大陸棚、領海、経済専管区域内のその他の鉱物資源の開発の利益又はこ

の開発の財政的代償に於ける参与は、州、連邦直轄区域及び市、並びに、連邦の直接行政機関に対して保障されるものとする。

§2. 地上の国境沿いに、150キロまでの幅の地帯は国境地帯と称し、国の領土の防衛に根本的に重要なものとみなし、その占拠と利用は法律によって規制する。

第21条：下記の事項は、連邦の権限とする。

- I：外国と関係を維持し、国際組織に参加すること。
- II：宣戦と講和を行うこと。
- III：国の防衛を保障すること。
- IV：地下資源を含む鉱物資源。
- V：補足法に規定した場合において、外国軍隊が国の領域内を通過し、あるいは、一時的に駐屯することを許すこと。
- VI：戒厳、防衛状態及び連邦干渉を宣言すること。
- VII：兵器の生産と売買を許可、監督すること。
- VIII：通貨を発行すること。
- IX：国の為替保有を管理し、金融的性格の取引、特に、信用、為替、投融資及び保険、民間社会保障の取引を監督すること。
- X：領土の整備、及び、経済的、社会的開発の全国的並びに地域的計画を作成し、実施すること。
- XI：郵便事業及び全国航空郵便の維持。
- XII：直接又は国の株式支配下になる企業に対する特許の手段により、連邦が企業化した公共通信網を通じて、私法団体による情報サービスの供与を保障する、電話、電信、データ移送及びその他の通信公共事業を行うこと。
- XIII：直接又は認可、特許又は許可を通じて、下記の事業を行う。
 - a) 音声放送事業、音と映像の放送事業及びその他の通信事業。
 - b) 潜在水力がある州との連合による、電力及び水路のエネルギー利用の事業並びに施設。
 - c) 航空、宇宙航行及び空港インフラストラクチャー。
 - d) 国境所在のブラジルの港の間、又は、州境若しくは直轄領を越える鉄道運輸及び水運事業。
 - e) 州間又は国際の旅客道路運輸事業。
 - f) 海港、河川港及び湖港。
- XIV：司法権、検察庁及び連邦直轄区並びに直轄領の公共弁護士を組織し、維持す

ること。

X V : 連邦警察, 連邦道路警察及び連邦鉄道警察並びに連邦直轄区と直轄領の文民警察, 警察軍及び消防軍隊を組織し, 維持すること。

X VI : 全国を領域とする統計, 地理, 地質及び地図作成の公共事業を組織し, 維持すること。

X VII : 公衆娯楽及びラジオ・テレビジョン番組の格付けを指示的効力のため行うこと。

X VIII : 恩赦を行うこと。

X IX : 公共災害, 特に, 干ばつと洪水に対して, 永続的な防御を計画, 推進すること。

X X : 水資源の管理の国家組織を制定し, その利用の権利の認可の基準を定めること。

X X I : 住宅, 基礎衛生及び都市交通を含む都市開発の基準を制定すること。

X X II : 全国運輸交通組織のための原則と基準を確立すること。

X X III : 海上, 航空及び国境警察の業務を執行すること。

X X IV : 下記の原則と条件を満たして, 種類のいかんを問わず核事業及び核施設を起業し, 核鉱物及びその製品の研究, 調査, 発掘, 濃縮, 再処理, 工業化及び売買に関する国の占拠を実施する。

a) 国の領域内における全ての核活動は, 平和的目的のためで, かつ, 国会の承認によってのみ認められる。

b) 特許又は許可の制度の下で, 医学, 農業, 工業及びこれと類似の活動の研究と利用のため放射性同位元素の使用が認められるものとする。

c) 核による損害の責任は, 故意又は過失にかかわらないものとする。

X X V : 労働の監督を組織し, 維持し, 執行すること。

X X VI : 組合の状態において, 鉱物採掘活動の実行のための地域及び条件を定めること。

第22条: 下記についての立法は, 連邦の専権とする。

I : 民事法, 商法, 刑法, 訴訟法, 選挙法, 農事法, 海事法, 航空法, 宇宙法及び労働法。

II : 収用。

III : 緊急時及び戦時の場合における民事及び軍事の必要。

IV : 水, エネルギー, 情報, 通信及び放送。

V : 郵便事業。

VI : 通貨並びに尺度, 名称及び金属による保証の制度。

VII : 金融, 為替, 保険及び証券の移転の政策。

VIII : 外国及び州間の通商。

- IX：国の運輸政策基準。
- X：港湾，湖沼航行，河川航行，航海，航空，宇宙航行の制度。
- X I：交通及び運輸。
- X II：鉱床，鉱山，その他鉱物資源及び金属精練。
- X III：国籍，公民権及び帰化。
- X IV：現住民。
- X V：移出民，移入民，入国，逃亡犯罪人引渡し，外国人の強制退去。
- X VI：全国雇用組織の形成及び職業実施の条件。
- X VII：連邦直轄区及び直轄領の司法組織，検察庁組織及び公共弁護庁の組織，並びに，これら地域の行政組織。
- X VIII：統計システム，地図作製システム及び国家地質システム。
- X IX：大衆貯蓄の貯蓄，獲得及び保証システム。
- X X：コンサルシオ及び抽選のシステム。
- X X I：警察軍及び消防軍の組織，定員，武器，保障，招集及び動員の一般的規則。
- X X II：連邦警察並びに連邦道路及び鉄道警察の管轄。
- X X III：社会保険。
- X X IV：国民教育の方針と基準。
- X X V：登記及び公証業務。
- X X VI：性質のいかんを問わず，核活動。
- X X VII：政府の各種部門において，公権力により制定，維持されている財団を含む直接間接の公共行政，及び，その統制下にある企業体のための入札及び契約の一般規定。
- X X VIII：領土の防衛，空域の防衛，市民の防衛及び国家動員。
- X X IX：商業広告。
- 単項：補足法は本条関連事項に特定の問題に関する立法権を州に授権する事が出来る。

第23条：下記の事項は，連邦，州，連邦直轄区及び市の共通の権限とする。

- I：憲法，法律，民主制度の擁護のために努力し，公共財産を維持する。
- II：公衆保健及び援護，並びに，身体障害の保持者の保護及び保障に留意する。
- III：文書，作品及びその他の歴史的，芸術及び文化的価値を有する財産，記念碑，著名な風景及び考古学的地域を保護する。
- IV：美術作品及びその他の歴史的，芸術的又は文化的価値のある財産の散逸，破壊

及び特性の剝奪を防ぐ。

V : 文化、教育及び学術に対するアクセスの手段を供与する。

VI : 環境を保護し、種類のいかに問わず、汚染と闘う。

VII : 森林、生息動物及び植物を保護する。

VIII : 農畜産を助成し、食糧供給を組織化する。

IX : 住宅の建設計画及び住居及び基礎衛生条件の改善を促進する。

X : 貧困及び周辺化の原因と闘い、恵まれない部門の社会的統合を促進する。

X I : 管轄地域内の水及び鉱物資源の調査及び開発の権利の特許の供与を記録し、監督し、検査する。

X II : 交通安全のための教育制作を規定しかつ実施する。

単項：補足法は、国家的環境における発展と福祉の均衡を目的として、連邦、州、連邦直轄区及び市の相互間の協力の規範を定めるものとする。

第24条：下記事項について競合的に法律を制定する権限は、連邦、州、連邦直轄区に属する。

I : 税法、財政法、監獄法、経済法及び都市計画法。

II : 予算。

III : 商業登記所。

IV : 裁判役務の費用。

V : 生産及び消費。

VI : 森林、狩猟、漁業、自然保護、土壌及び天然資源の保全、環境保護及び汚染の統制。

VII : 歴史的、文化的、芸術的、観光的及び風景的財産の保護。

VIII : 環境、消費者、芸術的、美的、歴史的、観光的及び風景的価値の財産及び権利の毀損の責任。

IX : 教育、文化、教示及び体育。

X : 少額裁判所の設置、機能及び手続き。

X I : 訴訟事項における手続き。

X II : 社会保障、健康の擁護と防衛。

X III : 法務扶助及び公共弁護役務。

X IV : 身体障害者の保護と社会的統合。

X V : 児童青年の保護。

X VI : 文民警察の組織、保障、権利及び義務。

§ 1. 競合する立法分野においては、連邦警察の権限は、一般的規範を制定する

ことに限定される。

§2. 一般的規範に関して立法を行うについての連邦の権限は、州の補足的な権限を排除するものではない。

§3. 一般的規範に関して連邦法を欠く時、州はその特殊性に応じるため、完全な立法の権限を行使するものとする。

§4. 一般的規範に関する連邦の後法は、その法に反する州法の効力を停止する。

第Ⅲ章：連 邦 構 成 州

第25条：州はこの憲法の原則を守り、州の採用する憲法及び法律により、組織されかつ統治される。

§1. この憲法によって州に対し禁止されていない権限は州に保留されるものとする。

§2. 州は、直接又は公社に対する特許の授与の手段を通じ、排他的な配給により、現地で、送管ガス供給業務を企業化することが出来る。

§3. 州は、補足法により、共通の利益の公的な機能の組織、計画、執行を統合するため、隣接都市を集団化して構成した諸都市と零細地域の集成である大都市圏を設定することが出来る。

第26条：下記のもは、州の財産に包含される。

I：流動、露呈及び貯留している地上、地下の水。ただし、この場合、法律の形式に従う、連邦の工事によるものは除く。

II：州領に在る洋島、沿岸島所在の地域。但し、連邦、市又は第三者の支配下にあるものを除く。

III：連邦に属していない河川島及び湖島。

IV：連邦の未使用地に含まれない未使用地。

第27条：立法議会の議員の数は、州代表の下員議員の3倍に相当するものとし、かつ、その数が36人に達したら、12人を超える連邦下院議員の数を付加するものとする。

§1. 州議会議員の任期は4年とし、これに対し、この憲法の選挙方法に関する規定、議員身分の不可侵権、不逮捕特権、報酬、議員資格の喪失、休暇、禁止及び国軍への編入の規則が適用される。

§2. 州議会議員の報酬は、150条のII、153条のIII、153条の§2. 1)の規定を守

り、立法議会により、各会期において、次の会期について定められる。

§ 3. 立法議会の内部規律、警察及び事務局の管理業務について定め、さらに、各職務を規定する権限は、当該立法議会に属する。

§ 4. 法律は、州の立法手続きにおける州民発議について規定するものとする。

第28条：任期4年を有する州知事及び州副知事の選挙は、前任者の任期終了の90日前に行われるものとし、就任は、できうる限り77条の規定を守り、次年度の1月1日に行われるものとする。

単項：直接又は間接公共行政における他の職又は職務に就任する知事は、任務の委託を失うものとする。ただし、公募試験により就任し、第38条の I、IV及びVの規定を守った結果の時は例外とする。

第IV章：市

第29条：市は、最低10日間の間隔をおいて行う2回の投票で、市議会の成員の3分の2によって承認された市組織法により、統治されるものとする。市議会は、この憲法、当該州の憲法及び下記の規則において確立された原則を満し、上記の組織法を公布するものとする。

I：4年の任期、全国同時に行われる直接選挙による市長、副市長及び市議会議員の選挙。

II：20万以上の選挙人を有する市の場合において、第77条の規則を適用して、職務を継承する者の任期の終了の90日前までに行う市長と副市長の選挙。

III：選挙の翌年の1月1日の市長及び副市長就任。

IV：下記の制限に従う、市の人口に相応した市議会議員の数。

a) 住人100万人未満の市においては最低9人以上最高21人まで。

b) 人口100万人以上、500万人未満の市においては、最低30人、最高41人。

c) 500万人以上の市においては、最低41人、最高55人。

V：市長、副市長及び市議会議員の報酬は、37条X I、150条II、153条III、153条§ 2の1)の規定に従って、市議会において、各会期毎に、次の会期に関し、定められる。

VI：市議会議員の任期中、市の管内における、意見、発言及び投票を理由とする議員身分の不可侵。

VII：できうる限りこの憲法における国会議員、当該州における州憲法の州立法議員に関する規定と同様の、議員の任務執行中の禁止及び兼職禁止事項。

VII：合議裁判所における市長の裁判。

IX：市議会の立法は検査の機能。

X：市の計画における代表職能団体の協力。

XI：少なくとも選挙民の5%の意思表示による市、都市部又は地区の利益に関する法案の住民発議。

XII：第28条の単項の規定による市長の資格喪失。

第30条：市には、下記の事項の権限が属するものとする。

I：地域的利害に関する事項の立法。

II：該当の時は、連邦及び州の法律を補足すること。

III：市の権限内の税を制定し、徴収し、さらに、その収入を使用する。ただし、法律に定めた期限における会計報告と決算の公表の義務は影響を受けないものとする。

IV：州法に従い、地区を設置し、組織し、廃止する。

V：直接又は特許若しくは許可の制度により、大量輸送を含む基本的性格の、現地の利益のための公共業務を組織し、提供する。

VI：連邦及び州の技術的並びに財政的協力を得て、学齢前の教育及び基本教育の計画を維持する。

VII：連邦及び州の技術的、財政的協力を得て住民の保健の業務を供与する。

VIII：都市の土地の使用、分割及び占拠の計画と統制により、できうる限り、土地の十分な整理を促進する。

IX：連邦及び州の法律及び監督活動に従い、現地の歴史的文化的な財産の保護を促進する。

第31条：市の財政及び予算の監督は、法律に従い、市議会が、外部統制により行い、市行政庁が、内部統制組織により行う。

§ 1. 市議会の外部統制は、州の会計検査院若しくは市、又は、市会計審議会若しくは市会計検査院の有る所では、その助力により行使されるものとする。

§ 2. 市長が毎年提出する会計報告に関して、権限ある機関の発する事前の意見書は、市議会の議員の3分の2の決定によらなくては其の効力を否定することが出来ない。

§ 3. 市の会計は、毎年60日間、納税者の何れもが、自由に審議と評価を行うことが出来、この納税者は、法律の規定に従い、会計の適法性に疑義を呈することが出来る。

§ 4. 市会計検査院、会計審議会又は機関の設置は禁止される。

第V章：連邦直轄区及び直轄領

第I節：連邦直轄区

第32条：連邦直轄区は、市への分割を禁じられ、最低10日の期間をおいた2回の投票により、立法議会の3分の2により承認された組織法により統治される。この立法議会は、この憲法に定めた原則に従い、組織法を公布するものとする。

- § 1. 連邦直轄に対しては、州及び市に対して保留された立法権限が付されるものとする。
- § 2. 第77条の規則に従う、知事及び副知事の選挙及び直轄区議員の選挙は、同じ任期を有する州知事及び州議員の選挙と同日に行われるものとする。
- § 3. 直轄領議員及び立法議会に対しては、第27条の規定が適用される。
- § 4. 連邦法は、連邦直轄区政庁による文民警察、警察軍及び消防軍の使用について、定めるものとする。

第II節：連邦直轄領

第33条：連邦直轄領の行政及び司法組織は、法律によって定める。

- § 1. 直轄領は市に区分することが出来、市に対しては、できうる限り、この編の第IV章の規定を適用する。
- § 2. 直轄領政庁の会計は、連邦会計検査院の事前の意見書とともに、国会に付議されるものとする。
- § 3. 10万人以上の住民を有する連邦直轄領においては、この憲法の形式に従って任命される知事の他、1審、2審の裁判機関、検察庁の成員及び連邦公共弁護人を有するものとする。直轄領議会選挙及びその決議の権限は法律が定める。

第VI章：干渉

第34条：下記の目的を除いて、連邦は、州及び連邦直轄区には干渉しない。

- I：国の統合を維持するため。
- II：外国又は連邦の一構成単位の他の構成単位に対する侵略を撃退するため。
- III：公の秩序の重大な制約を集結させるため。
- IV：連邦構成単位における何れかの権力の自由な行使を保障するため。

V：下記の事項を行う連邦構成単位の財政を再組織するため。

- a) 不可効力によるものを除き、連続2年以上、正当の理由ある債務の支払いを停止する。
- b) 法定の期間内に、この憲法に定めた税収の市への引渡しを怠る。

VI：連邦法、司法命令及び決定の執行を行うため。

VII：下記の憲法の諸原則の順守を保障するため。

- a) 共和国政体、代表制及び民主主義制度。
- b) 人権。
- c) 市の自主権。
- d) 直接、間接の公共行政の決算。

第35条：下記の場合を除いて、州は管内の州に干渉せず、また、連邦も連邦直轄領内の市に干渉しない。

I：不可抗力の場合を除き、2年連続、正当な理由のある債務の支払いを怠る。

II：法定の形式における正当な会計報告を行わない。

III：市の収入から、要求される最小額を教育の維持と発展に充当しない。

IV：州憲法に示した諸原則の順守を保障し、あるいは、法律、裁判所の命令又は決定の執行を行うために合議裁判所が代理の選任の裁決を行う。

第36条：干渉の宣告は、下記に拠る。

I：第34条のIVの場合においては、強制若しくは妨害下にある立法府又は行政府の請求、あるいは、強制が司法府に対してなされた時は、連邦最高裁判所の要求。

II：裁判所の命令又は決定に対する不服従の場合においては、連邦最高裁判所、連邦合議裁判所、連邦高等選挙裁判所の請求。

III：第34条のVIIの場合においては、連邦最高裁判所による、共和国検事総長の代理の選任。

IV：連邦法の執行の拒否の場合においては、高等合議司法裁判所による共和国検事総長の代理の選任。

§1. 干渉の政令は、範囲、期間及び執行の条件を特定するものとし、かつ、出来る限り干渉執行官を任命するものとし、24時間の期限で、国会又は州立法議会の審査に付議さなくてはならない。

§2. 国会又は立法議会が活動していない時は、同じく24時間の期限で、臨時招集されなくてはならない。

§3. 第34条VI及びVII、又は第35条のIVの場合においては、国会又は立法議会の審査は免じられるものとし、反抗の行為の実行を停止する措置が常態の回復に

十分である時は、政令は、その措置に限定されるものとする。

§ 4. 干渉の理由が止んだ時、法の禁止がなければ、職を停止された高官は、原職に復帰する。

第Ⅶ章：公 共 行 政

第Ⅰ節：一 般 規 定

第37条：直接、間接又は財団の形態の公共行政は、連邦権力、州権力、連邦直轄区権力及び市権力のいずれのものであるかを問わず、適法制、非個人制、道義制、公共制及び下記の原則に従う。

I：公共の職、雇用及び職務は法定の要求を満たすブラジル人が就くことが出来る。

II：公共の職又は雇用職の任命は、公募試験又は公募試験と資格による事前の採用によるものとする。ただし、法律において自由な任免が宣明されている委員会の職に対する任命は上記の限りではない。

III：公募の有効期間は2年までとし、一回に限り同上期間延期が可能なものとする。

IV：招集の公告に定める延期不能の期間において、試験又は試験と資格による公募で合格したものは、序列において、職又は雇用による職に就くための新規の公募に応募した者に対して優先的に招集されるものとする。

V：委員会の職及び信託の職務は、法律に定める場合と条件において、技術的又は専門的経歴を要する職を占める公務員により、優先的に行われるものとする。

VI：文官公務員に対しては、自由な組合結成の権利が保障されるものとする。

VII：ストライキの権利は、補足法に規定する範囲と制限において、行使されるものとする。

VIII：法は、身体障害者に対する公共の職及び雇用の率を保障し、その採用の基準を定めるものとする。

IX：公共の利益の例外的な一時的必要を満たすため、一定期間の契約の場合を、法律で定めることが出来る。

X：公務員の報酬の一般的な改訂は、文官と軍人の間に率の差別なく、必ず、同じ日において行われなくてはならない。

XI：法は、公務員の報酬の上限額及び最高額と最低額の比率を定めることが出来る。上記に当っては、国会議員、国務大臣、最高裁判所判事、および、これらに

対応する州，連邦直轄区，直轄領の官職により名目のいかんを問わず正金で得られる額を当該権力の上限とし，さらに，市においては，市長が正金で報酬として得る額を上限とする。

X II：立法府及び司法府の職の俸給は，行政府によって支払われる俸給を超えてはならない。

X III：前項及び第39条の § 1. の規定を除いて，公務員の報酬の効力に対して，俸給の拘束又は均等化は禁止される。

X IV：公務により受領した現金の追加額は，同じ名目又は同じ理由の下に，その後の追加額の授与のために算入されあるいは追加されることはないものとする。

X V：文官及び軍人の公務員の俸給は減額不能のものとし，報酬は第37条の X I，X II，第150条の II，第153条 III 及び第153条の § 2. の1)の定める所に従う。

X VI：勤務時間の両立性がある下記の場合を除いて，複数公職の報酬の累積は禁止するものとする。

a) 教職員の2職の報酬の累積。

b) 1個の教職員の職と他の技術的又は学術的な職の報酬の累積。

c) 医師の2個の独立した職の報酬累積。

X VII：累積の禁止は，雇用職及び職務にも延長されるものとし，かつ，公権力により維持されている独立団体，公社，官民合同会社及び財団を包含するものとする。

X VIII：大蔵行政及びその監督職員は，法の規定に従い，その権限と管轄内において，他の行政部門に対して優位を有するものとする。

X IX：公社，官民合同会社，独立団体又は公立財団の設立は，特別法によらなくてはならない。

X X：前項に言う団体の子会社の設立，及び，それらの団体の一の私企業に対する参加は，各個の場合において，立法による授權を必要とする。

X X I：法律に特定の場合を除き，工事，役務，買付け，譲渡は，公共入札の手続きによって契約されなくてはならない。この入札の手続きは，参加者全てに対して，法律の規定に従い，入札の有効条件を維持する支払いの義務を定める条項と引替えに，条件の平等を保障するものであり，さらに，義務の履行の保障に不可欠の技術的及び経済的資格の要求の他，他の要求を許さないものであることが必要である。

§ 1. 公共機関の行為，計画，工事，役務及び運動の宣伝は，教育，情報供与又は社会指導の性格を有しなくてはならず，高官又は公務員の個人的宣伝の性格

を有する氏名、シンボル又は肖像を蔵してはならない。

§ 2. II, IIIの規定に従わない時は、法律の規定により、責任ある高官の行為の無効及び処罰を結果するものとする。

§ 3. 公共役務の供与に関連の苦情申立ては、法律において規定する。

§ 4. 行政における不誠実な行為は、法律に定める形態と段階に従って政治的権利の停止、公共職務の喪失、財産の使用禁止及び国庫に対する賠償の義務を生じるものとする。この規定は、該当の刑事の訴訟を妨げるものではない。

§ 5. 法は、公務員か否かを問わず国庫に対して損害を与えた何れかの行為者の行った不正に対する時効の期限を定める。但し、賠償の訴訟自身は除く。

§ 6. 公法人又は私法人で公務の提供者である者は、代行者が、その資格で第三者に与えた損害に対して責任を負うものとする。ただし、故意又は過失による時は、責任者に対する返還請求権が保障されるものとする。

第38条：選挙職を行っている公務員に対しては下記の規定が適用される。

I：連邦、州又は直轄区の選挙職については、公務員の職、雇用職又は職務からの離職。

II：市長職の叙任においては、職、雇用職、又は職務からの離職、但し、その報酬は選択する権利が与えられる。

III：市議会議員については、勤務時間と両立すれば、選挙職の報酬を失わずに、職、雇用職、職務の利益を受けることが出来る。ただし、時間が両立しない時は、前項の規定が適用される。

IV：選挙職の執務に関して、離職が必要な場合は、いずれの場合でも、勤務期間は、全ての法的な効力に関し、算入されるものとする。ただし、功績による昇進に対しては、上記の限りではない。

V：離職の場合、社会保険の効力に関しては、額は、勤務を行っていると同様に、決定されるものとする。

第II節：文官公務員

第39条：連邦、州、連邦直轄区及び市は、その管轄内で、直接公共行政、独立団体及び公立財団の公務員に対する唯一の法的制度と年功計画を制定する。

§ 1. 法は、直接行政の公務員に、同一権力内又は行政、立法、司法権の公務員間の同一又は類似の権限を有する職に対する俸給の均等を保障する。ただし、個人的性格の利益及び労働の性質又は場所に関するものは、上記の限りではない。

§ 2. 上記の公務員に対しては、第7条のIV, VI, VII, VIII, IX, XII, XIII, XV, XVI, XVII, XVIII, XIX, XX, XXII, XXIII, XXXの規定を適用する。

第40条：公務員は、下記に従って老齢退職年金受領者となる。

- I：恒久的廃疾を原因として。勤務中の事故、職業病又は法定の重病、伝染病若しくは不治の病気による時は全額受給、その他の場合は、対応する額の受給。
- II：強制退職。70歳における勤続期間に対応する受給額による。
- III：任意退職。

- a) 男子35年の勤続、女子30年の勤続時における全額受給。
- b) 教職員の実質的勤務男子教師30年、女子教師25年による全額受給。
- c) 男子勤続30年、女子勤続25年における勤続期間に比例する受給。
- d) 男子65歳、女子60歳における勤続期間に比例する受給。

§ 1. 補足法は、苛酷、不衛生又は危険と見なされる活動の実行の場合において、IIIのa及びcの規定に例外を定めることが出来る。

§ 2. 法は、一時的職及び雇用における老齢退職年金受給について定めるものとする。

§ 3. 連邦、州又は市の公務勤続期間は、老齢退職年金受給及び休職手当の効力に対しては、全部、算入されるものとする。

§ 4. 老齢退職年金受給額は、現職中の公務員の報酬が変更される時、必ず、同一割合、同一日付で改定されるものとする。また、法律の形式において、現職の公務員に対して後に与えられた各種の利益又は恩典は、退職時の職又は職務の返還又は所属変更による時も含めて、退休職者にも拡張されるものとする。

§ 5. 死亡年金の利益は、前項の規定に従い、法定の制限まで、死亡した公務員の俸給又は受給額の全額に相当するものとする。

第41条：公募に基き任命された公務員は、2年間の実質的勤務ののち、身分の安定を得るものとする。

§ 1. 安定身分を得た公務員は、司法判決のためか、又は、十分な弁護が保障される行政手続きによるのでなければ解職されることはない。

§ 2. 司法判決により安定身分の公務員の解職が無効となった時は、この公務員は再び原職に復帰するものとし、原職を襲った者は、補償の権利なしに、その者の原職に復帰するか、他の職で利用されるか、又は、待命の扱いとなる。

§ 3. 安定補償公務員の職が消滅又は不必要となった時、その者は、他の職において利用されるまで、報酬付の待命の取扱いとなるものとする。

第Ⅲ節：軍人公務員

第42条：国軍の構成員は連邦公務員とし、州、連邦直轄領及び直轄区の警察軍及び消防軍の構成員を、これらのものの州、直轄領、直轄区の公務員とする。

- § 1. 特権付の地位、これに伴う権利と義務は、国軍、州、直轄領、連邦直轄区の警察軍の現役、予備役又は退役の士官に対して完全な形で保護され、称号、地位及び軍服の排他的使用が認められる。
- § 2. 国軍の士官の地位は、共和国大統領が与え、州、連邦直轄領、直轄区の警察軍及び消防軍の士官の地位は、それぞれの知事が与えるものとする。
- § 3. 現役の軍人で、永続的に文官公務員の職を得た者は、予備役に編入される。
- § 4. 一時的に、非選挙職である公務の職、雇用職、職務に就く現役の軍人は、たとえ、間接行政のものであっても、上記公務の人事表に編入され、この状態が継続する間は、年功による昇進のみを受けることになり、勤務期間のみが昇進又は予備役編入に考慮されるものとする。継続的又は非継続的に2年が経過した後は、現役から除外される。
- § 5. 軍人に対しては、組合結成及びストライキを禁じる。
- § 6. 軍人は、現役で軍務に携わっている間は、政党に加入することが出来ない。
- § 7. 国軍士官は、平時における常設の軍事合議裁判所、又は、戦時における特別合議軍事裁判所の決定により、士官職にふさわしくない、あるいは、適格でないとは判決されるのでなければ、地位と特権を失うことがないものとする。
- § 8. 軍事、又は、普通裁判所において、確定判決により、2年を超える自由剝奪の刑を宣告された士官は、前項に規定した審判に付されるものとする。
- § 9. 法律は、軍人公務員の年齢的制限、身分安定保護、その他の予備役、退役編入の条件について定めるものとする。
- § 10. 本条に言う公務員及び年金受給者に対しては、第40条 § 4. § 5. の規定を適用する。
- § 11. 本条に言う公務員に対しては、第7条のⅧ, XⅡ, XⅦ, XⅧ, XⅨの規定を適用する。

第Ⅳ節：地 域

第43条：行政的効力に関し、連邦は、地域の発展と地域格差の縮小を目的として、経済・社会地理的複合体において、その活動を結合することが出来る。

- §1. 補足法は、下記について定める。
- 1) 発展途上地域の統合のための諸条件。
 - 2) 法に従い、経済社会的発展の国家計画の構成部分であり、これとともに承認された地域計画を実施する地域組織の編成。
- §2. 地域助成措置は、法に従い、特に、下記のを包含するものとする。
- 1) 公権力の責任である料金、運賃、保険、その他の費用及び価格の項目の均等。
 - 2) 優先活動の融資の為の優遇金利。
 - 3) 自然人又は法人の債務たる連邦税の一時的免税、減税又は延引。
 - 4) 定期的なかんばつをこうむる低所得地域における塞き止めた又は塞き止めが可能な河川又は量水の経済・社会的利用に対する優先。
- §3. §2. の4)に言う地域において、連邦は、不毛地の回復を助成し、自己の耕地内に、水源及び小かんがい施設の設置を目指す中小農地所有者と協力する。

第IV編：権 力 組 織

第1章：立 法 権

第1節：国 会

第44条：立法権は、下院及び上院からなる国会が行使する。

単項：各会期は、4年間継続する。

第45条：下院は、各州、各直轄領及び連邦直轄区において、比例方式により選挙された国民の代表から構成される。

§1. 下院議員の総数、並びに、州及び連邦直轄区の代表の数は、人口に比例して、補足法により定められ、上記連邦構成単位のいずれもが8人未満又は70人を超える代表を有しないよう選挙の前年に、必要な調整を行うものとする。

§2. 各直轄領は、4人の下院議員を選出する。

第46条：連邦上院は、多数決の原則に従って選出された州及び連邦直轄区の代表により構成されるものとする。

§1. 各州及び連邦直轄区は、8年任期の3人の上院議員を選出する。

§2. 各州及び連邦直轄区の代表は、4年毎に、交互に1人及び2人ずつ改選される。

§ 3. 各上院議員は、2人の補欠を有して選出される。

第47条：憲法にこれに反する規定がない限り、各院とその委員会の議決は、その成員の絶対多数の出席を得て、多数決で行われる。

第Ⅱ節：国会の権限

第48条：国会は、49条、51条及び52条に特定したものを除き、共和国大統領の承認を得て、連邦の管轄の全ての事項、特に、下記の事項について定める。

I：税制、徴収及び収入の配分の制度。

II：多年間計画、予算編成方針、年間予算、金融操作、公債及び強制通貨の発行。

III：国軍の兵力の確定と変更。

IV：国家、地域、部門別開発計画と日程。

V：国の領土、領空及び領海並びに連邦支配の財産。

VI：当該地域の立法議会を聴聞して行う連邦直轄領及び州の領域の併合、分割又は分離。

VII：連邦政府の本拠の一時的移転。

VIII：恩赦の実行。

IX：連邦、直轄領の検察庁及び公共弁護庁の行政、司法組織、並びに、連邦直轄区の検察庁及び公共弁護庁の司法組織。

X：公共の職、雇用、職務の創設、変更及び消滅。

X I：省及び公共行政機関の設置、構成及び権限。

X II：通信と放送。

X III：金融、為替、通貨、金融機関及びその取引の問題。

X IV：通貨、その発行限度及び連邦流動債務の額。

第49条：下記の事項は国会の専権とする。

I：国の財産に対して重大な負担又は拘束をもたらす国際条約、協定又は議定書について、最終的な決定を行う。

II：補足法に規定する場合を除き、共和国大統領に宣戦を布告し、和平を講じ、外国軍隊の領土内の通過又は一時駐屯を許す権限を与える。

III：共和国大統領及び副大統領に国を不在とする許可を与える。ただし、不在は、15日を超えることを得ない。

IV：国土防衛事態及び連邦干渉を承認し、戒厳の布告を承認し、あるいは、これらの措置のいずれかを停止する。

V：規則制定権または代表立法権の制限を超える行政府の規範的命令を停止する。

- VI：一時的に国会の所在地を移転する。
- VII：第150条のII，153条のIII及び153条の§2.の1)の規定を守り，各会期において，次の会期の連邦下院議員及び連邦上院議員の同額の報酬を定める。
- VIII：第150条のII，第153条のIII及び第153条§2.の1)に定める所に従い，共和国大統領，副大統領及び国务大臣の報酬を各財政年度につき，決定する。
- IX：毎年，共和国大統領が提出する会計報告を審査し，政府計画の執行に関する報告を評定する。
- X：直接又は両院のいずれかが間接行政のものを含めた政府の行為を監督し，統制する。
- XI：他の権力の規範に関する権限に対して立法府の管轄の保持に努力する。
- XII：ラジオ及びテレビジョン放送の免許の譲許及び更新の行為を評定する。
- XIII：連邦会計検査院の成員の3分の2を選出する。
- XIV：核活動に関連する行政府の発議を承認する。
- XV：レファレンダムを承認し，プレビシットを招集する。
- XVI：原住民の土地における水力の開発利用及び鉱物資源の調査と発掘を許可する。
- XVII：2500ヘクタールを超える公有地の譲渡又は特権供与を事前に承認する。
- 第50条：連邦下院若しくは上院，又は，これらの委員会のいずれかは，事前に決定した事項につき，個人的に情報の提供を求めるため，国务相を喚問することが出来，十分に正当な理由が無く喚問に応じない時は，職務犯罪を構成するものとする事が出来る。
- §1. 国务大臣は，連邦上院，下院又はそれらの委員会のいずれかに，自己の発意及び上記のもの議長職との合意により，自己の省の重要事項について発表するため，出席することが出来る。
- §2. 連邦下院及び上院の議長は，国务大臣に対して，書面による情報供与の請求を行うことが出来る。拒絶又は30日以内に応じない時，及び，虚偽の情報供与は，職務犯罪を構成するものとする。

第III節：連邦下院

第51条：下記の事項は下院の専権とする。

- I：議員の3分の2により，共和国大統領，副大統領及び国务大臣に対する弾劾の手続きを開始すること。
- II：国会の開会後60日以内に，大統領の報告が国会に提出されていない時はその取

得の手續きをとること。

III：内部規則を制定すること。

IV：予算編成方針法に確立された基準に従い、下院の役務の職、雇用職及び職務の組織、機能、警備、創設、変更又は消滅及びその報酬について定めること。

V：第89条のVIIの規定に基づき共和国顧問会議の成員を選出すること。

第IV節：連 邦 上 院

第52条：下記の事項は、上院の専権とする。

I：共和国大統領及び副大統領を職務犯罪において、国務大臣を上記の者に関連した同種の犯罪において、弾劾し、審判する。

II：連邦最高裁判所判事、共和国検事総長及び連邦公共弁護人を職務犯罪で弾劾し、審判する。

III：公開の論議の後、秘密投票により、あらかじめ、下記の者の選抜を承認する。

a) この憲法に規定されている場合における司法官。

b) 共和国大統領に指名された連邦会計検査院の検査官。

c) 連邦直轄領の知事。

d) ブラジル中央銀行総裁及び理事。

e) 共和国検事総長。

f) 法律が規定するその他の職の正職員。

IV：秘密投票により秘密会議における論議ののち、あらかじめ、常駐の性格の外交使節の長の選任を承認する。

V：連邦、州、連邦直轄区、直轄領の利益のための金融の性格の取引を認可する。

VI：共和国大統領の提案で、連邦、州、連邦直轄区、市、これらのものの独立団体及びその他の連邦公権力の支配する団体の連帯債務の総額の限度を定める。

VII：連邦、州、連邦直轄区、市、これらのものの独立団体、その他連邦公権力が支配する団体の内外融資取引に対する総額の限度及び条件について定める。

VIII：内外融資取引において、連邦の保障の許与に対する限度と条件について定める。

IX：州、連邦直轄区及び市の流動債務額に対する総額の限度及び条件を定める。

X：連邦最高裁判所の最終決定により、違憲とされた法律の執行を全部又は一部停止する。

XI：絶対多数と秘密投票により、連邦検事総長の罷免を、自院の発議で承認する。

X II : 内部規則を制定する。

X III : 予算編成方針法に定めた基準に従い、自己の役務の職、雇用及び職務の組織、活動、警備、措置、変更又は消滅について定める。

X IV : 第89条に従って共和国顧問会議成員を選出する。

単項：I 項、II 項に規定した場合においては、最高裁判所長官が大統領として、職務を行うものとする。ただし、有罪判決は、連邦上院議員の票数の3分の2によつてのみ行われるものとし、さらに、公共の職務の執行に対する8年間の資格喪失を伴う解職に限定される。但し、適用可能な他の裁判の制裁を排除するものではない。

第V節：下院議員及び上院議員

第53条：下院議員及び上院議員は、その意見、発言及び投票に関し、不可侵とする。

§ 1. 当選証明書の発行以後、国会議員は、保釈を許されない犯罪の現行犯の場合を除いて、事前に所属議院の許諾がなければ、逮捕されまたは、刑事の訴追を受けることもないものとする。

§ 2. 申請が許可されない時又は決議がない時は、任期の継続中は時効を停止する。

§ 3. 保釈不能の犯罪の現行犯の場合においては、調書は、24時間以内に所属の議院に送付され、議員の秘密投票により拘留について決定が下され、責任の形成が認められあるいは否認されるものとする。

§ 4. 下院議員及び上院議員は、連邦最高裁判所の裁判に付される。

§ 5. 下院議員及び上院議員は、職務の実行を理由として受領し又は提供を受けた情報及び国会議員を信頼した者又は情報を提供した者に関して証言する義務はないものとする。

§ 6. 国軍に対する下院議員又は上院議員の入隊は、これらの者が軍人であり、さらに戦時であっても、各議院の事前の許可が必要なものとする。

§ 7. 下院議員又は上院議員の不逮捕特権は戒厳令下にあつても存続するものとし、国会の構外で行われた行為で、この措置の実施に抵触する場合においては、所属議院の議員の3分の2の投票によらなければ、停止することができない。

第54条：下院議員及び上院議員は、下記の事項をなすことが出来ない。

I : 当選証明書の発行以後：

a) 公法人、独立団体、公社、官民合同会社、公共業務特許会社と契約を締

結し、又は、維持する。ただし、契約が一定の条項に従う場合を除く。

b) 前号に記載の団体において、任意に辞職可能な職を含む有償の職、雇用、職務を引き受け又は執務すること。

II：就任以後：

公法人との契約から派生する利益を享受する企業の所有者、支配権者もしくは役員になること又はこの企業で有償の職務を行うこと。

a) Iのaに言う団体で、任意に辞職可能な職又は職務を占めること。

b) Iのaに言う団体のいずれかに関係ある利益を擁護すること。

c) Iを超える職又は選挙職の正規の資格者となること。

第55条：下記の下院議員又は上院議員は議員資格を喪失する。

I：前項に定めた禁止の一に違反する事。

II：その行為が議員の品位にそぐわないこと。

III：休暇又は所属議院の認可した使命を除いて、各会期において、通常審議の3分の1に出席を怠ること。

IV：参政権を喪失し又は停止されること。

V：この憲法に定めた場合において選挙裁判所が命令する時。

VI：確定判決において刑事の有罪判決を受けること。

§ 1. 内部規則に定めた場合の他、国会議員に保障された特権の濫用又は正当でない利益の享受を議会の品位にそぐわない行為とする。

§ 2. I、II及びIVの場合、資格喪失は、所属議院の議長職又は国会において代表を有する政党の告発を通じ、秘密かつ絶対多数の投票による下院又は上院の決定に従って決定されるものとする。

§ 3. IIIからVに定めた場合においては、資格喪失は、職務もしくは所属議員のいずれかの告発、又は、国会に代表を有する政党の告発により、十分な弁明が保障されたのち、議長により、宣言されるものとする。

第56条：下院議員又は上院議員は、下記の場合、資格を喪失しない。

I：国務大臣、連邦直轄領の知事、州、連邦直轄区、直轄領、州都の市庁の局長、又は、一時的な外交使節の長に任命された時。

II：所属議院により、病気を理由とし、又は、私の利益関連の事項をとり扱うために、無報酬で、休暇をとる時。ただし、後者の場合は、離職は、会期につき、120日を超えないことを条件とする。

§ I. 空席が発生した場合、本条の規定を理由とする叙任の場合又は120日を超える休暇の場合、補欠議員を招集するものとする。

§ 2. 空席が発生し、かつ、補欠議員を欠き、任期の終了まで15か月を超える時は、空席を満たすため、選挙を行うものとする。

§ 3. 1 の場合、下院議員又は上院議員は職務上の報酬を受けることも出来る。

第VI節：集 会

第57条：国会は、毎年、連邦首都において2月15日から6月30日まで、及び、8月1日から12月15日まで集会するものとする。

§ 1. 上記の日付に予定された集会は、もし、それらの日付が土曜日、日曜日又は休日に当たる時は、勤労日の第1日に移動するものとする。

§ 2. 国会の会期は、予算編成方針法案の承認を終えない内は、中断されないものとする。

§ 3. この憲法に定める他の場合の他、連邦下院及び上院は、合同会議において、下記に関し、集会するものとする。

- 1) 開会。
- 2) 共通の内部規則を制定すること及び両院に共通の役務を設置すること。
- 3) 共和国大統領及び副大統領の誓約を受理すること。
- 4) 大統領の拒否権発動を受け、その件につき審議すること。

§ 4. 各院は、会期の初年度の2月1日から、議員の就任及び自院の議長の選挙のため、予備会議を開くものとする。議長職は、2年の任期とし、直後の選挙において、同じ職に付くことを禁じられるものとする。

§ 5. 国会議長職は、連邦上院の議長が就任し、その他の職は、交互に、下院及び上院において、同種の職を占める者によって行使されるものとする。

§ 6. 臨時国会の招集は、下記のものによって行われる。

- 1) 国防事態発生又は連邦干渉の宣言、戒嚴の布告並びに共和国大統領と副大統領の約定と就任に対する許可の請求の場合においては、連邦上院議長による。
- 2) 緊急の場合又は著しい公共の利益の場合、共和国大統領、連邦下院及び上院議長、又は、両院の多数の請求による。

§ 7. 臨時議会においては、国会は、その招集の目的たる事項についてのみ、決議できる。

第VII節：委 員 会

第58条：国会とその議員は、各院の規則又は委員会の設置を結果した文書において定

めた形態で、同じく上記において定めた権限を有して、構成される常設及び暫定委員会を有するものとする。

§ 1. 議長職及び各委員会の構成においては、できうる限り、当該院に参加する政党又は議会ブロックの比率の顕現を保障するものとする。

§ 2. 委員会は、その管轄事項を理由として、下記の権限を有するものとする。

1) 議員の10分の1の不服申し立てのある場合を除いて、内部規則の形式で、本会議の権限を省略する法案を討論及び可決することが出来る。

2) 市民社会の諸団体と公聴会を行う。

3) 国務大臣を召喚して、その権限内の事項につき、情報を供せしめる。

4) 官庁又は公共団体の作為又は不作為の行為に対して何人かが行う請願、請求又は陳述を受理すること。

5) 官吏又は市民の何人かに対して、供述を請求する。

6) 国家、地域又は部門の工事実施計画、全体計画を審査し、これらについて意見を延べる。

§ 3. 各院の内部規則に定められているものの他、司法官憲に固有の捜査権を有する国会調査委員会は、特定事実の、一定期間における調査のため、連邦下院及び上院の成院の3分の1の要求で、単独又は合同で措置され、もし必要な時は、違法の者の民事又は刑事の責任を追求するため、その結論を検察庁に送付する。

§ 4. 休会中は、会期の最後の通常会議で両院により選挙され、共通の規則において設定された権限を有し、その構成は出来る限り政党の代表の割合いを再現する国会代表委員会を置くものとする。

第VIII節：立法手続き

第I文節：一般規定

第59条：立法手続きは、下記の作成を包含する。

I：憲法の改正。

II：補足法。

III：普通法。

IV：委任法。

V：立法府命令。

VI：決定。

単項：補足法は、法律の制定、法文作成、改正及び確定について定める。

第Ⅱ文節：憲法改正

第60条：憲法は下記の者の提案により、改正することが出来る。

I：少なくとも、連邦下院又は上院の議員の3分の1。

II：共和国大統領。

III：連邦構成単位の立法議会の半数を超えるものの提案があり、しかも、各議会がその成員の比較多数により、意思表示を行った時。

§1. 憲法は、連邦干渉、防衛状態宣言又は戒厳布告の有効な時においては、改正出来ないものとする。

§2. 提案は、国会の各院で、2回の審議において、討論及び表決されるものとし、両院において各院の議員の5分の3を得た時承認されたものとみなす。

§3. 憲法に対する改正は連邦下院及び上院の議長により、この順位で、公布されるものとする。

§4. 下記のを廃止しようとする改正の提案は決議の対象とならないものとする。

1) 州の連邦形態。

2) 直接、秘密、普通及び定期投票。

3) 権力の分立。

4) 個人の権利及び保障。

§5. 否決されあるいは失効したとみなされた改正の提案になる事項は同じ会期において、あらたな提案の目的としてはならない。

第Ⅲ文節：法律

第61条：補足法及び普通法の発議の権限は、この憲法の形態と場合において、連邦下院、上院又は国会の各成員又は委員会、共和国大統領、連邦最高裁判所、共和国検察庁に属する。

§1. 下記の法律の発議は、共和国大統領の専権とする。

1) 国軍の現有兵力を定めあるいは変更すること。

2) 下記について規定する。

a) 直接行政又は独立団体において、職、職務又は雇用の創設あるいはその報酬の引上げを行うこと。

b) 行政及び司法組織、税制及び予算の事項、連邦直轄領の公務及び人事。

c) 連邦及び連邦直轄領の公務員、司法制度、文官の職、安定保障及び老齢退職年金の供与、軍人の退役及び予備役編入。

d) 連邦の検察庁及び公共弁護庁の組織並びに州、連邦直轄区及び直轄領の検察庁及び公共弁護局の組織に関する一般的規範。

e) 省及び公共行政の機関の設置、編成及び権限。

§2. 人民発議は、最低、少なくとも5州に分布し、各州の選挙民の0.3%以上、全国選挙民の少なくとも1%により記名された法案の下院提出によって行うことが出来る。

第62条：重大かつ緊急の場合、共和国大統領は、法律の効力を有する暫定的措置をとることが出来る。この措置は、直ちに国会に討議されなくてはならないものとし、国会が休会中においては、5日の期限で集会するため臨時招集されるものとする。
単項：暫定措置は、公示の日から30日の期限で法律に転換されなければその公告以後効力を失うものとし、国会は、その結果生じた法律関係を規制しなくてはならないものとする。

第63条：下記に規定した費用の増額は認めない。

I：共和国大統領の専権的発議におけるもの。但し、第166条§3. 及び§4. を除く。

連邦下院、上院、連邦合議裁判所及び検察庁の行政業務の組織に関する法案。

第64条：共和国大統領、連邦最高裁判所、高等合議裁判所の発議による法案の討論と評決は、下院から開始されるものとする。

§1. 共和国大統領はその発議する法案の緊急審議を請求することが出来る。

§2. 前項における場合、連邦下院及び上院が、各自、連続して45日以内にその意向を表示しない時は、法案は議事日程に繰入れられるものとし、表決を終了するため、その他の事項に関する決議は停止されるものとする。

§3. 下院による上院の修正の審議は、前項の規定をできうるかぎり守り、10日の期限で行われるものとする。

§4. §2. の期限は、国会休会中は計算せず、法典の法案に対しては適用のないものとする。

第65条：1院にて承認された法案は、他院において、唯一回の討論と表決による審議において、再審議され、再審議の院が承認したならば、承認と公布のために送付され、もし、否決された時は、決定保留とされるものとする。

単項：もし、修正された時は、審議を開始した議院に返送されるものとする。

第66条：表決を終了した議院は、法案を共和国大統領に送り、大統領は、これに同意した場合は、法案を承認する。

§ 1. 共和国大統領が、法案を全部または一部、憲法違反又は公共の利益に反すると考えた時は、受領の日から数えて休日を除く15日間に全部又は一部を拒否して、拒否の理由を48時間以内に連邦上院議長に通知しなくてはならない。

§ 2. 一部の拒否は、条文、段落、項文、号文の全文を包含するものとする。

§ 3. 15日が経過して、共和国大統領が発言しない時は、承認されたものとする。

§ 4. 法案の承認拒否はその受領の日から数えて、30日以内に合同会議で審議されるものとし、秘密投票における下院、上院の絶対多数票によらなければ、否決することが出来ない。

§ 5. もし、拒否の維持が認められない時は、法案は、公示のために、共和国大統領へ送付されるものとする。

§ 6. もし、§ 4. に定めた期限が、何等の決議を見ない内に終了した時は、拒否は、即時に会議の議事日程に組入れられるものとし、第62条の単項に言う事項を除いては、最終的表決まで、他の提案の審議は、停止されるものとする。

§ 7. § 3又は§ 5の場合、48時間以内に共和国大統領により法律が公示されない時は、連邦上院議長がこれを公示するものとし、さらに、上院議長が、上記と同じ期間に行われない時は、連邦上院副議長に権限が属するものとする。

第67条：拒否された法案に所在の事項は、同じ会期においては、国会のいずれかの議院の議員の絶対多数の提案によるのでなければ、新しい法案の目的を構成することが出来ないものとする。

第68条：委任法は、共和国大統領が作成するものとし、この大統領は、国会に対して委任を請求するものとする。

§ 1. 国会の専権の行為、下院、上院の専権の行為、補足法に留保されている事項及び下記に関する立法は委任の目的とならないものとする。

1) 司法府及び検察庁の組織、その成員の経歴及び保障。

2) 国籍、公民権、個人権、政治的権利及び選挙権。

3) 多年間計画、予算編成方針及び予算。

§ 2. 共和国大統領に対する委任は、国会の決議の形式を有するものとし、国会はその内容及びその執行期間を特定するものとする。

第69条：補足法は絶対多数により、承認されるものとする。

第IX節：会計、財政及び予算の検査

第70条：連邦及び直接又は間接の行政団体の運用的及び資産的会計、財政、予算の合

法性、適法性、経済性、補助金の適用及び収入の放棄に関する検査は、外部統制に関して国会によって行われ、さらに、各権力の内部統制の機構によって行われる。

単項：公共の金、財及び証券を使用し、徴収し、収蔵し、管理し又は経営するいずれかの自然人又は公共団体あるいはこれらに連邦が責任を有する者、あるいは、金銭的性質の債務を習得する者は会計報告を行わなくてはならない。

第71条：国会の責務である外部統制は、連邦会計検査院の助力で行われるものとし、この機関に対しては、下記の権限が属するものとする。

I：毎年、共和国大統領から提出される会計報告を、その受領の日から数えて60日以内に作成される予備的意見書により、評価すること。

II：連邦公権力が制定し、維持する財団及び社団を含む直接、間接行政の公共の金、財及び証券の管理者並びにその他の責任者の会計報告及び損失、流用又は国庫に対して損害をもたらしたその他の不正の原因を与えた者の会計報告を審議する。

III：記録の目的で、資格のいかんを問わず、公権力の制定し、維持する財団を含む直接、間接の行政に人員を採用する行為の合法性を審議する。ただし、委員会の補充の任務に対する任命、並びに、老齢退職年金受給資格、軍人恩給受給資格、年金受給資格の譲許は除外し、さらに、譲許の行為の法的根拠を改めない後日の改善は留保する。

IV：下院、上院専門委員会又は調査委員会の発議で、立法権、行政権及び司法権並びにIIにいうその他の団体の行政単位における会計、財政、予算、運用又は資産に関する性質の検査及び監査を行う。

V：連邦が、直接又は間接に、設立の条約の規定において、会社資本に参加している超国家企業の国家会計報告を検査する。

VI：協定、協約、約定又はその他同種の文書で、州、連邦直轄区又は市に連邦から転貸される資金の運用を検査する。

VII：国会、そのいずれかの議員、またはそれらの委員会により、会計、財政、予算、運用及び資産の検査並びに行われた監査及び検査の結果について、請求された情報を提供する。

VIII：支出の違法又は会計の規則違反の場合、法定の制裁、特に、国庫に与えた損害に比例する罰金を、責任者に適用する。

IX：違法が証明された時、法の厳正な履行に必要な措置を機関又は団体が行うための期限を明示する。

X：違法の行為指摘が受入れられない時その実行を停止させ、決定を下院及び上院

に通知する。

X I : 摘発された違反又は濫用の管轄の権力に対して、下記の通り指示する。

§ 1. 契約の場合、停止の命令は、国会が直接に行うものとし、国会は、直ちに、行政府に対して、適当な措置を請求するものとする。

§ 2. 国会又は行政政府が90の期間に前項に定めた措置をとらない時は、会計検査院がこれに関して決定を行うものとする。

§ 3. 債務又は罰金の課徴を結果する会計検査院の決定は、執行の権限を有する。

§ 4. 会計検査院は、国会に対して、3か月毎かつ毎年、その活動の報告書を提出するものとする。

第72条：第166条 § 1. に言う常設混合委員会は、許可を得ない費用支出の形跡を発見した時、それが未計画の投資又は未承認の補助金の形におけるものであっても、責任ある政府官憲に5日の期限内に必要な説明を提出することを請求できるものとする。

§ 1. 説明が提出されない時又は説明が不十分であると見なされた時、委員会は会計検査院に30日の期限内で、問題に関する最終的意見を請求するものとする。

§ 2. 会計検査院が支出を規則違反とみなし、委員会が支出を公共経済に修復不可能又は重大な損失を与えると判断した時は、国会に支出の停止を提案する。

第73条：連邦会計検査院は、9人の検査官により構成され、連邦直轄区の本庁、固有の職員、全国の領土の管轄を有し、出来る限り第96条に規定した権限を有するものとする。

§ 1. 連邦会計検査院の検査官は、下記の要求を満足するブラジル人の間から任命される。

- 1) 35歳を超え、65歳未満の年齢。
- 2) 人格高潔で、潔白の風評を有するもの。
- 3) 著名な司法、会計、経済及び公共財政又は公共行政の知識の所有者。
- 4) 10年を超える、前項に延べた知識を要求する職又は職業活動の実行。

§ 2. 連邦会計検査官は、下記によって、選抜される。

- 1) 3分の1は、共和国大統領により、連邦上院の承認を得て選抜される。ただし、そのうち2名は、検査院により、年功と功績の基準に従い、会計監査人及び検査院付の検察庁の成員から、3倍の候補者表において交互に指名されるものとする。
- 2) 3分の2は国会によって選出される。

§ 3. 連邦会計検査院検査官は司法高等合議裁判所判事と同じ保障、特権、禁止事項、俸給及び恩典を有するものとし、5年を超えて実際に執行した時、職の恩典により、退職年金受給資格を得るものとする。

§ 4. 会計監査人が、検査官を代行の時、正式検査官の保障と禁止事項を有し、その他の司法官の権限を行使するときは、連邦地方合議裁判所判事の保障と禁止事項を有するものとする。

第74条：立法府、行政府及び司法府は、統合された形態で、下記の目的で内部統制の組織を維持するものとする。

I：多年間計画において定めた目標の達成、政府計画の実施及び連邦予算の実施を審査する。

II：連邦行政の機関、団体に於ける予算、財政、資産の管理及び私法団体による公金運用の効果と能率に関し、適法性を証明し、成果を審査する。

III：連邦の融資、手形保証及び保証の取引並びに権利及び資産の統制を行う。

IV：制度上の使命の執行における外部統制を支援する。

§ 1. 内部統制の責任者は、いかなる規則違反又は違法を知るに至った時においても、連邦会計検査院に報告しなくてはならない。これを怠る時は、連帯の責任を負うものとする。

§ 2. いずれの市民、政党、協会又は組合も、連邦会計検査院の前に、法に従い、規則違反又は違法を告発する適法の当事者とする。

第75条：本節において確立した規範は、州、連邦直轄区の会計検査院並びに市の会計検査院及び審議会の組織、構成及び検査に準用される。

単項：州憲法は、9人の検査官によって構成する当該州の会計検査院に関する規定を定めるものとする。

第II章：行 政 権

第I節：共和国大統領及び副大統領

第76条：行政権は共和国大統領によって行使され、國務相によって補佐されるものとする。

第77条：共和国大統領及び副大統領の選挙は現在の大統領の任期の終了90日前の当日に行われる。

§ 1. 共和国大統領の選出とともに、大統領とともに登録されている副大統領の選出も行われるものとする。

§2. 政党によって登録され、白票及び無効票を算入せずに絶対多数の票を得た候補者は、大統領に選出されたものとみなす。

§3. もし、いずれの候補者も第1回の投票で、絶対多数に達しない場合、結果の発表の後、20日までに、上位2人の候補者の間で改めて選挙を行い、有効票の多数を獲得した者を当選者とみなす。

§4. 第2回の投票が行われる前に、候補者の死亡、放棄又は法定の禁止事項の発生した時は、残余の者の最高の得票者が招集されるものとする。

§5. もし、前項の場合、第2番に、得票同数の2人以上の候補者が残る場合は、年長の者が資格を有するものとする。

第78条：共和国大統領及び副大統領は、国会の会議において就任するものとし、憲法を維持し、擁護しかつ履行し、法律を守り、ブラジル人民の一般的福祉を推進し、ブラジルの団結、統合及び独立を維持することを誓約する。

単項：就任に定められた日から10日を経過して大統領又は副大統領が、不可抗力による場合以外の理由で、職に就かない時は、大統領職は空位となったことを宣言する。

第79条：大統領が任務の遂行を妨げる理由のある時は、その空位を副大統領が襲うものとする。

単項：副大統領は、補足法によって与えられた権限の他、特別の使命のため、大統領の招集を受けた時は、常に、大統領を補佐するものとする。

第80条：大統領及び副大統領に任務遂行を妨げる理由のある時、又は、これらの職が空位となった時、大統領職の執行のため、順次、連邦下院議長、連邦上院議長及び連邦最高裁判所長官が招集されるものとする。

第81条：共和国大統領及び副大統領の職が空位となった時、最後の空位から数えて90日以後に選挙が行われるものとする。

§1. 空位が大統領の任期の最後の2年間において発生した時、両職の選挙は、法律に従い、国会によって、最後の空位の発生から30日以後に行われるものとする。

§2. いずれの場合においても、選出された者は、前任者の任期を完了しなくてはならない。

第82条：共和国大統領の任期は5年とし、次期の再選は禁止される。任期は選挙の翌年の1月1日から開始するものとする。

第83条：共和国大統領及び副大統領は、国会の許可なく、国を15日を超えて不在にすることは出来ないものとし、違反の時は、職を失うものとする。

第Ⅱ節：共和国大統領の権限

第84条：下記の事項は大統領の専権とする。

- I：国務相を任命し、罷免する。
- II：国務相の補佐を得て、連邦行政の最高指揮を執行する。
- III：この憲法の規定する形態及び場合において、立法手続きを開始する。
- IV：法律を承認し、公示しかつ公布し、さらに、その忠実な執行のため、政令及び規則を下令する。
- V：法案の全部又は一部を拒否する。
- VI：法律に従い、連邦行政の組織及び活動について定める。
- VII：外国と外交関係を維持し、外交代表を信任する。
- VIII：国際条約、協定及び議定書を締結し、国会の批准に付する。
- IX：国土防衛事態及び戒厳を宣告する。
- X：連邦の干渉を布告し執行する。
- XI：国会の開会に政府のメッセージ及び計画を送付し、国の現状を明らかにし、必要と思われる措置を請求する。
- XII：必要な時は、法律の定める機関の審査を経て、特赦を与え、減刑を行う。
- XIII：国軍の最高指揮を行い、士官、将軍の昇進を行い、これらの者の専権である職に任命する。
- XIV：連邦上院の承認を得た後、連邦最高裁判所判事、高等合議裁判所判事、連邦直轄領知事、共和国検事総長及び中央銀行総裁と理事並びに法律で定めるその他の公務員を任命する。
- XV：第73条に従い、連邦会計検査院の検査官を任命する。
- XVI：この憲法に定める場合において裁判官を任命し、連邦総弁護士を任命する。
- XVII：第89条に従い、共和国顧問会議の成員を任命する。
- XVIII：共和国顧問会議及び国防審議会を招集し、主宰する。
- XIX：外国の攻撃の場合において、国会の授権により、あるいは、休会中に発生した時は、その追認により宣戦を布告すること、及び、同じ条件で、全部又は一部の、国家動員を行うこと。
- XX：国会の授権又は追認により、講和を行うこと。
- XXI：叙勲又は栄典の授与を行う。
- XXII：補足法に規定した場合において、外国軍隊が国の領域を通過し、あるいは、一時的に駐屯することを許す。

XXIII：この憲法に規定されている多年間計画，予算編成方針法案及び予算案を国会に提出する。

XXIV：毎年，国会に対し，開会のものち60日以内に，前年度に関連の会計報告を提出する。

XXV：法律に従って，連邦の公職を設置し，廃止する。

XXVI：第62条に基づき，法律の効力を有する暫定措置を公告する。

XXVII：この憲法に規定したその他の権限を行う。

単項：共和国大統領は，最初にVI，XII，XXVに言う権限を，国務大臣，又は，共和国検事総長，又は，連邦総弁護人に対し委任することが出来る。これらの者は，当該の委任において設定した制限を守るものとする。

第III節：共和国大統領の責任

第85条：連邦憲法，特に，下記の事項に違反する行為を共和国大統領の職務犯罪とする。

I：連邦の存在。

II：立法権，司法権，検察庁及び連邦構成単位の憲法上の権力の自由な行使。

III：政治的権利，個人権及び社会権の行使。

IV：国内の安全。

V：行政の廉直性。

VI：予算法。

VII：法律及び裁判判決の履行。

単項：これらの犯罪は特別法で定めるものとし，この法律はその手続き及び審判の規範を定めるものとする。

第86条：共和国大統領に対する訴訟が，下院の3分の2より許可された時，大統領の通常の犯罪においては，連邦最高裁判所の裁判に付され，職務犯罪においては，連邦上院の裁判に付されることとする。

§1. 下記の場合，大統領は，その職務を停止されるものとする。

1) 普通犯罪において，連邦最高裁判所により告発又は告訴が受理される。

2) 職務犯罪において，連邦上院により訴訟が開始されたのち。

§2. 180日の期間が経過したのち，審理が終了しない時は，大統領の離職は止むものとする。ただし，訴訟の通常継続には影響がないものとする。

§3. 通常犯罪において，有罪判決の行われないうちは，共和国大統領は，拘禁されないものとする。

§4. 共和国大統領は、その任期中、その職務の執行に無関係な行為の責任を問われることはないものとする。

第IV節：国 務 大 臣

第87条：国務大臣は、21歳を超え、かつ、政治的権利を行使しているブラジル人の中から選抜されるものとする。

単項：国務大臣には、この憲法及び法律に定めたその他の権限のほか、下記の権限が属するものとする。

I：管轄内の連邦行政機関及び団体の指示、調整及び監督を行い、共和国大統領の署名する指令及び政令に副署する。

II：法律、政令及び規則の執行に対して指示を発する。

III：共和国大統領に対し、管轄の省の業務の年次報告を提出する。

IV：共和国大統領の授権又は委任する権限に関連の行為を行う。

第88条：法律は省の創設、構成及び権限について定めるものとする。

第V節：共和国顧問会議及び国防審議会

第I文節：共和国顧問会議

第89条：共和国顧問会議は、共和国大統領の最高諮問機関であり、下記のものに参加する。

I：共和国副大統領。

II：下院議長。

III：連邦上院議長。

IV：下院における多数党及び少数党の指導者。

V：連邦上院における多数党及び少数党の指導者。

VI：法務大臣。

VII：35歳を超える6人の生来のブラジル人市民。うち、2名は共和国大統領が任命し、2名は、連邦上院が選出し、2名は、下院が選出するものとし、全て3年の任期を有し、再任を許さないものとする。

第90条：共和国顧問会議には、下記について声明する権限が属する。

I：連邦干渉、国土防衛事態及び戒厳の布告。

II：民主主義制度の安定に重要な諸問題。

§1. 共和国大統領は、審議事項にある省に関連の問題が含まれている時は、その省の国務大臣を、顧問会議に出席させるため招集することが出来る。

§2. 共和国顧問会議の組織及び活動は法律によって規制するものとする。

第Ⅱ文節：国防審議会

第91条：国防審議会は、国の主権及び民主国家の防衛に関連の問題における共和国大統領の諮問の機関であり、固有の成員として下記の者が参加する。

I：共和国副大統領。

II：下院議長。

III：連邦上院議長。

IV：法務大臣。

V：軍部諸大臣。

VI：外務大臣。

VII：企画大臣。

§1. 国防審議会には、下記の権限が属する。

- 1) 憲法に従い、宣戦と講和の締結の場合に意見を述べる。
- 2) 国土防衛事態、戒厳及び連邦干渉布告について意見を述べる。
- 3) 国の領土の安全に不可欠な地域の利用の基準及び条件を提案し、かつ、その有効な使用特に国境地帯及び各種の天然資源の保存及び開発に関連の地帯における有効な使用について意見を述べる。
- 4) 国の独立及び民主国家の防衛を保障するに不可欠の企画の発展を研究し、提案し、監視する。

§2. 国防審議会の組織及び活動は、法律が規制する。

第Ⅲ章：司法権

第Ⅰ節：一般規定

第92条：下記のことを司法権の機関とする。

I：連邦最高裁判所。

II：司法高等合議裁判所。

III：連邦地方合議裁判所及び連邦裁判所判事。

IV：労働合議裁判所及び労働裁判所判事。

V：選挙合議裁判所及び選挙裁判所判事。

VI：軍事合議裁判所及び軍事裁判所判事。

VII：州、連邦直轄区及び連邦直轄領合議裁判所及び裁判所判事。

単項：連邦最高裁判所及び高等合議裁判所は、連邦首都にその本部を有し、国の全領域を管轄する。

第93条：補足法は、連邦最高裁判所の発議によるものとし、下記の諸原則に従い、裁判官法について規定する。

I：判事補を最初の官職とし、かつ、全ての面においてブラジル弁護士協会の参加を得て行う試験及び資格を通じる公募により選抜され、試験の順位に従う任官。

II：下記の規範に従い、交互に年功と実績によって、審級から審級へ行われる昇進。

a) 連続して3回、又は、連続して5回、実績表に記載された判事の昇進は、必ず行わなくてはならない。

b) 実績による昇進は、当該審級における2年の勤務を前提とし、年功の上位5分の1の一員であることを要する。但し、上記の要求によって、空職に就く者のない時を除く。

c) 司法権の行使における迅速と安定の基準、さらに、著名な1級訓練課程における出席と利用による実績評価。

d) 年功による選抜において、合議裁判所は、自己の手続きにより、3分の2の表決によってのみ、最古参の判事の任命を拒むことが出来、指名が決定するまで、投票は繰返されるものとする。

III：第II項及び出身階級に従う司法合議裁判所への昇進に関しては、第2審の合議裁判所への到達は、最後の審級若しくは下級終審合議裁判所（もしある時）において審査した年功と実績により、交互に、行われるものとする。

IV：任官及び昇進のための条件としての司法官の準備と向上の公立の課程の事前調査。

V：司法官の俸給は、経歴の1階級から他への差が10%以下で定められ、いかなる名目によっても、連邦最高裁判所判事の俸給を超えることは出来ない。

VI：全額受給の退職は、廃疾の場合、70歳に達した場合は義務とし、勤務期間30年で裁判官の職に、実質、5年間あった後は、任意とする。

VII：正規の裁判官は、その管轄の地域に居住する。

VIII：公共の利益を理由とする、裁判官の転任、待命、退職の命令は、管轄の合議裁判所の3分の2の表決によるものとし、十分な弁護が保障されるものとする。

IX：司法権の諸機関の全ての審理は公開とし、全ての決定は正当な根拠を有するものでなくてはならない。これに反する時は無効とする。法律は、公共の利益が要求する時は、特定の指令において、当事者及びその弁護人あるいは弁護人のみに

出廷を限ることが出来るものとする。

X：合議裁判所の行政決定は、理由を付して行い、懲戒の決定は成員の絶対多数の表決で行われるものとする。

X I：判事25人を超える合議裁判所においては、大法廷の行政及び司法の権限行使のため、最低11名、最高25名の成員による特別機関を編成することが出来る。

第94条：連邦地方合議裁判所、州、連邦直轄区、直轄領の合議裁判所の定員の5分の1は、10年を超える経歴の検察庁の成員、及び、弁護士で、著名な司法の有識者であり、廉直の声望を有し、10年を超える実際の職業活動を行い、同上階級の代表機関により6倍の名簿の中から指名される者から構成される。

単項：指名を受けたのち、合議裁判所は、3倍の人名簿を作成し行政府に送付する。行政府は、続く20日の間に、任命のため、その内の1人を選抜するものとする。

第95条：判事は、以下の保障を受けるものとする。

I：終身身分保障。この保障は、第一審級において2年の勤務ののち得られ、この期間における解職は、判事が所属する合議裁判所の決定によるものとし、その他の場合は、確定判決によるものとする。

II：転所、転官の廃止。但し、第93条のⅧに従う公共の利益を理由とする時を除く。

III：減俸の禁止。但し、報酬に関しては、第37条X I、第150条II、第153条III及び第153条§2. の1)の定める所に従う。

単項：裁判官は、下記の事項をなしてはならない。

I：司法官の職を除いて、たとえ、待命中であっても、他の職又は職務を行うこと。

II：いかなる名目又は理由によっても、訴訟において、費用又は利益配分を受領すること。

III：政党活動に参加すること。

第96条：下記の事項は、専ら次の者に属する。

I：合議裁判所。

a) 訴訟手続きの規範と当事者の訴訟手続き上の保障に従って、指揮の機関を選出し、内部規律を作成し、当該司法及び行政機関の権限及び機能について定める。

b) 自己及び管轄の裁判所の書記及び補助業務を組織し、懲罰の活動の実施により、監視を行う。

- c) この憲法に規定した形式において、管轄の職業裁判官の職を供与する。
- d) 新規の法廷の設置を提案する。
- e) 第169条単項の規定に従って試験による公募又は試験と資格による公募で、司法行政に必要な職員を任命する。但し、法律に規定する信任に基づく職は除外する。
- f) 成員及び直属の判事及び公務員に対する休日、休暇及びその他の離職の機会を与える。

II：連邦最高裁判所、高等合議裁判所及び司法合議裁判所。第169条の規定を守り、それぞれの立法府に対して下記の提案を行う。

- a) 下部の合議裁判所の成員の数の変更。
- b) 職の設置及び廃止、並びに、自己の成員、判事（下級合議裁判所のある所ではその裁判所、補助業務及びこれらに拘束される裁判所の）の俸給の決定。
- c) 下級合議裁判所の設置又は消滅。
- d) 司法権の組織及び分割の変更。

III：選挙裁判所の管轄を除く、州、連邦直轄区、直轄領の判事及び検察庁の成員を普通犯罪又は職務犯罪で裁判する権限は、合議司法裁判所に属する。

第97条：合議裁判所が法律又は公権力の規範的命令の違憲を宣言するには、その成員又はその特別機関の成員の絶対多数による評決によらなくてはならない。

第98条：連邦直轄区及び連邦直轄領における連邦、並びに、州は下記のものを設置することが出来る。

I：口頭かつ簡便な手続きにより複雑性に乏しい民事の訴因及び攻撃性の低い刑事の違法の調停、審判及び執行の権限を有する、職業裁判官又は職業裁判官及び非職業裁判官を配した特別裁判所。ただし、法律に規定する場合においては、第一審級の判事団による控訴審への移送が許されるものとする。

II：有給で、直接、普通かつ秘密投票により選出された市民からなり、4年の任期を有し、法定の他の権限の他、法律で定めた形式により婚姻の挙式を行い、自発的又は反論の提示に対して、資格証明の手続きを行い、裁判の性格を欠く調停権を行う権限を有する治安判事。

単項：法律は、さらに、小訴因の裁判所を設置することが出来る。この裁判所は、唯一審級において、法定の、少額、民事の訴因の調停と審判及び違法の審判の権限を有する。

第99条：司法府に対しは、管理及び財政の自主権が保障される。

§1. 合議裁判所は、予算編成方針法において他の権力とともに定められた制限内で、その予算案を作成する。

§2. 他の関係合議裁判所を聴聞して行う予算案の提出は下記のものに属する。

- 1) 連邦の管轄では、連邦合議裁判所と高等合議裁判所の承認により、これら裁判所の長官に属する。
- 2) 州、連邦直轄区、連邦直轄領の管轄においては、司法合議裁判所の承認により、これら裁判所の長官に属する。

第100条：扶養の性質の債権を除いて、司法判決により、連邦、州、市の財務当局の債務となった支払いは、もっぱら、判決書及び当該債権の計算書の提出の時間的順序によって行われ、予算の割当て及びその目的のために開設された追加信用において、事件又は人を指定することは禁じられるものとする。

§1. 7月1日までに提出された司法判決の判決書に記載された公法団体の債務の支払いに必要な額は、必ず、該団体の予算に包含されなくてはならない。債務は、上記の日に再評価を行い、次年度の終わりまでに支払われるものとする。

§2. 予算の割り当て又は開設された信用は司法府に供託され、当該の額は、権限ある官庁に納付される。預金額の可能枠に従い支払いの執行を決定すること、並びに、債権者の請求及びもっぱら優先弁済の権利による順位の変更の場合に対し、債務の支払いに必要な額の差押えを許可する権限は、合議裁判所の長官にある。

第Ⅱ節：連邦最高裁判所

第101条：連邦最高裁判所は、35歳を超え、65歳未満で、高名な法律知識と、廉直の声望を有する市民の中から選抜された11人の判事により構成される。

単項：連邦最高裁判所判事は、連邦上院の絶対多数により選任が承認された後、共和国大統領によって、任命されるものとする。

第102条：憲法の擁護の任務は、主として、連邦最高裁判所に属し、下記の事項を行うことができる。

I：原審として、下記の訴訟、裁判を行う。

- a) 法律又は連邦若しくは州の規範的命令の違憲性の直接訴訟。
- b) 刑事の普通犯罪における、共和国大統領、副大統領、国会議員、最高裁判所判事、及び共和国検事総長。
- c) 刑事の普通犯罪、職務犯罪における国務大臣（ただし、第52条の1の規定を除く）高等合議裁判所の成員、連邦会計検査院の成員及び常駐の外交

使節団の長)

- d) 前諸号において挙げた場合のいずれかが、被疑者の場合の“人身保護令状”及び共和国大統領、連邦上院下院の議長職、連邦会計検査院長、共和国検事総長、高等合議司法裁判所及び連邦最高司法裁判所自身の行為に対する権利保障令、情報保護令。
- e) 外国又は国際組織と、連邦、州、連邦直轄区、連邦直轄領との間の訴訟。
- f) 連邦と州、連邦と連邦直轄区、又は、これらの内の複数のものと他の複数のもの間の訴因及び紛争。(上記のものの間接行政団体を含む)
- g) 外国の請求する犯罪人引渡し。
- h) 外国の判決の確認、及び、内部規律によって最高裁判所長官に対して与えられることがある囑託状に対する認可状の許与。
- i) 拘禁者又は被拘禁者が合議裁判所、官憲又は職員で、その行為が直接に連邦最高裁判所の管轄に従属する時、又は、唯一審において、上記と同じ管轄に属する犯罪に関する時の人身保護令状。
- j) 被告による再審又は取消しの訴え。
- k) 官憲の、その決定の管轄と保障の保全に対する要求。
- l) 最高裁判所が原審の管轄を有する訴因で、訴訟行為の実行のための権限の委任が任意であるものにおける判決の執行。
- m) 裁判官の全ての成員が直接又は間接に利害関係人である訴訟、及び、原審の合議裁判所の成員の半数を超える者が、除斥、忌避、回避の状態、又は、直接、間接に利害関係人である訴訟。
- n) 司法合議裁判所とその他の合議裁判所、高等合議裁判所同士又は後者の合議裁判所とその他の合議裁判所との間の管轄の争い。
- o) 違憲の直接行為に関する警告的措置の請求。
- p) 細則規範の作成が、共和国大統領、国会、下院、上院、これらの立法府の議長職、連邦会計検査院、高等合議裁判所の一又は最高裁判所自身の権限である時の憲法規範実施令。

II：普通上告において、下記事項を裁判する。

- a) 高等合議裁判所による唯一審における拒否の決定の場合の人身保護令状、権利保障令、情報保護令
- b) 政治犯罪。

III：上告の対象となった決定が、下記各号の時、特別上告により、唯一又は終審に

において、決定された理由を審判する。

a) この憲法の規定に反する。

b) 条約又は連邦法の違憲を宣告する。

c) この憲法の前に争われた地方政府の法律又は行為の効力を判断する。

単項：この憲法に由来する基本的命令の違反の訴えは、法律の形式に従い、連邦最高裁判所が審査する。

第103条：違憲の訴訟は下記のものが提起出来る。

I：共和国大統領。

II：連邦上院議長。

III：下院議長。

IV：立法議会議長。

V：州政庁。

VI：共和国検事総長。

VII：ブラジル弁護士協会連邦審議会。

VIII：国会に代表を有する政党。

IX：組合総連合又は全国範囲における階級団体。

§ 1. 共和国検事総長は違憲訴訟及び連邦最高裁判所の管轄の全ての訴訟において、あらかじめ聴聞されなくてはならない。

§ 2. 憲法規範が実現するにつき不作為の違憲の措置があったことが宣告された時、必要な措置の採用に関し権限ある権力に通知が与えられ、さらに、これが行政機関である時は、上記の措置を行うため、30日の期間が与えられるものとする。

§ 3. 連邦最高裁判所が、対象として、法規範又は規範的命令の違憲を審査しようとする時は、あらかじめ、連邦総弁護人を召喚するものとし、この機関は、争いの対象となっている命令又は法文を弁護するものとする。

第Ⅲ節：高等司法合議裁判所

第104条：高等司法合議裁判所は少なくとも、33人の判事により構成されるものとする。

単項：高等司法合議裁判所の判事は、共和国大統領により、35歳を超え、65歳未満のブラジル人で、高名な司法知識を有し、廉直の声望を得ている者の中から、連邦上院による選抜の承認ののち、任命されるものとし、下記の通りであることを要する。

I : 合議裁判所自身が作成した3倍の人名簿に指定され、3分の1は、連邦地方合議裁判所の判事の中、3分の1は、司法合議裁判所の判事の中の者。

II : 3分の1は94条に従って指名された弁護士及び連邦、州、連邦直轄区、連邦直轄領の検察庁の成員から、交互に、同数で選ばれた者。

第105条：高等司法合議裁判所には下記の権限が属する。

I : 原審として、下記各号の訴訟と判決を行う。

a) 普通犯罪における、州及び連邦直轄区の知事及び上記犯罪と職務犯罪における州、連邦直轄区高等司法合議裁判所判事、州、連邦直轄区会計検査官、連邦地方合議裁判所判事、地方選挙合議裁判所判事、市会計審議会及び会計検査院の成員及びこれらの合議裁判所の前に公務を有する連邦検察庁の成員。

b) 国務大臣又は合議裁判所自体の行為に対する権利保障令及び情報保護令。

c) 拘禁者、非拘禁者が、a号に言う者のいずれかである時、又は、拘禁者が国務大臣である時の人身保護条令。ただし、選挙裁判所の管轄は除く。

d) 第102条のIの“n”の規定、合議裁判所とこれに属しない裁判所との間、及び、上記に属している裁判所間、及び、異なる合議裁判所に属している裁判所の間のもを除き各種の合議裁判所間の管轄争い。

e) 被告人の刑事の再審及び取消しの訴え。

f) 官憲の、その決定の管轄と保障の保全に対する要求。

g) 連邦の行政庁と司法官庁の間、又は、1州の司法官庁と他州若しくは連邦直轄区の行政官庁の間、又は、連邦直轄区の上記官庁等と連邦の上記官庁等の間の権限争い。

h) 規則制定規範の作成が、直接又は間接行政の連邦機関、団体、官庁にある時の憲法規範実施令。但し、連邦最高裁判所、並びに、軍事裁判所、選挙裁判所、労働裁判所及び連邦司法裁判所等の機関の管轄の場合を除く。

II : 普通の上訴において下記の裁判を行う。

a) 連邦地方合議裁判所又は州、連邦直轄区、連邦直轄領合議裁判所による唯一審又は最終審において、発行を拒否された人身保護令。

b) 連邦地方合議裁判所又は州、連邦直轄区及び連邦直轄領の合議裁判所による唯一審で発行を拒否された権利保障令。

c) 外国国家又は国際組織が一方の当事者で、市、又は、国内に居住する者が地方の当事者である訴因。

Ⅲ：上訴された訴因が下記の時、最終審又は唯一審で、連邦地方合議裁判所、州、連邦直轄区、連邦直轄領合議裁判所により決定された訴因を特別上訴において裁判すること。

- a) 条約又は連邦法に違背し、あるいは、その効力を拒否すること。
- b) 連邦法に背離する地方政庁の法律又は命令を有効と判決すること。
- c) 他の合議裁判所が与えたものと背離する解釈を連邦法に与えること。

単項：連邦司法審議会は、高等司法合議裁判所とともに活動を行うものとし、法律の形式において、司法府の第1審級、第2審級の連邦司法の行政及び予算の監督を行うものとする。

第Ⅳ節：連邦地方合議裁判所及び連邦裁判所判事

第106条：連邦裁判所の機関は、下記の通りとする。

- I：連邦地方合議裁判所。
- II：連邦裁判所判事。

第107条：連邦地方合議裁判所は少なくとも7人の、できうる限り当該地方で採用され、30歳を超え65歳未満の下記のブラジル人から共和国大統領が任命する。

- I：5分の1は、10年を超える実際職業経験を有する弁護士の中及び10年を超える経験を有する連邦検察庁の成員の中から。
- II：残りの者は、交互に年功と実績による、5年を超える実務経験を有する連邦判事の昇進による。

単項：法律は、連邦地方裁判所の判事の転任又は交替について規制し、その管轄と本部について決定するものとする。

第108条：連邦地方合議裁判所には、下記の権限が属する。

- I：審査として、下記のもの訴訟を取扱い、裁判する。
 - a) 普通犯罪及び職務犯罪における管轄内の連邦裁判所判事（軍事裁判所及び労働裁判所判事を含む）及び連邦検察庁の成員。ただし、選挙裁判所の管轄を除く。
 - b) その合議裁判所の裁判した被告又はその地域の連邦裁判所判事の裁判した被告の再審及び取消しの訴訟。
 - c) その合議裁判所又は連邦裁判所判事の行為に対する権利保障令及び情報保護令
 - d) 拘禁している官憲が連邦裁判所の時の人身保護令状。
 - e) 当該合議裁判所に従属している連邦裁判所の間管轄の争い。

II：その管轄内の連邦の権限の執行における連邦裁判所及び州裁判所によって決定された訴因を、控訴審において裁判する。

第109条：連邦裁判所判事には下記の訴訟を行い裁判する権限が属する。

I：連邦、独立団体、連邦公社が、原告、被告、当方補助参加者、相手方補助参加者の条件において利害関係を有する訴因。ただし、破産、労働災害、選挙裁判所及び労働裁判所に属する訴訟は適用外とする。

II：外国又は国際組織と市又はブラジルに居住する者との間の訴因。

III：連邦と外国又は国際組織との間の条約又は契約に基づく訴因。

IV：政治犯罪及び連邦又はその独立団体又は公社の財産及びサービスの損失においてなされた刑事犯罪。但し、微罪を除き、軍事裁判及び選挙裁判の管轄は留保されるものとする。

V：国内において実行が開始され、結果が外国で発生または発生したはずの時、又は、その逆の時、条約又は国際協約において定められた犯罪。

VI：労働組織に対する犯罪、及び、法に定めた場合において金融組織及び経済金融秩序に対する犯罪。

VII：管轄の犯罪事項における人身保護令。又は、人身の拘束が、他の裁判所の直接管轄事項でない行為の主体である官庁による時の人身保護令。

VIII：連邦諸連合裁判所の権限を除き、連邦官憲の行為に対する権利保障令、情報保護令。

IX：軍事裁判所の管轄を除き、船舶、航空機上で行われた犯罪。

X：外国人の違法の入国又は滞在の犯罪、“領事認可状”の後の嘱託状の執行、確認判決の後の外国の判決の執行、選択を含む国籍関連の訴因及び帰化に関連の訴因。

XI：原住民の権利に関する争い。

§1. 連邦が原告である訴因は、他方の当事者が住所を有する裁判管轄地区に係属するものとする。

§2. 連邦を相手とする訴因は、原告が住所を有する裁判管轄で、訴訟の原因となった行為又は事実が発生した地区、あるいは、訴訟物の存する地区、さらにはまた、連邦直轄区で係属させることが出来る。

§3. 社会保障機関又は非保険者を当事者とする訴因については、裁判管轄が連邦裁判所の地方裁判所の所在地でない時は、必ず、非保険者又は受益者の住所の裁判管轄地区にある州裁判所で訴訟、裁判される。

§4. 前項における場合においては、控訴は必ず第1審の裁判所の管轄地域におけ

る連邦地方合議裁判所に対して行われるものとする。

第110条：各州及び連邦直轄区は、1箇の司法管轄を構成し、この司法管轄は州都に本部裁判所を有し、法の定める所に従って、支部裁判所を置くものとする。

第V節：労働合議裁判所及び裁判所判事

第111条：労働裁判所の機関は下記の通りとする。

I：高等労働合議裁判所。

II：地方労働合議裁判所。

III：調停裁定委員会。

§1. 高等労働合議裁判所は、35歳を超え、65歳未満のブラジル人で、連邦上院が承認ののち、共和国大統領によって任命された27人の判事によって構成され、下記の通りとする。

1) 17人の終身職業裁判官。このうち、11人は、労働裁判所判事の中から選ばれ、3人は弁護士で、少なくとも10年の職業経験を有するものから、3人は労働検察庁の成員の中から選ばれる。

2) 労働者及び企業家の均等の代表権を有する10人の非終身の階級代表。

§2. 合議裁判所は、弁護士及び検察庁の成員の割当てられた空席には94条の規定を守り、階級代表に関しては、場合に従い、労働者及び企業家に全国総連合会の理事によって構成する選挙団体の指名の結果に従って、3倍の人名簿を共和国大統領に提出するものとする。

§3. 法律は、高等労働合議裁判所の権限について定めるものとする。

第112条：各州及び連邦直轄区には、少なくとも、1地方労働合議裁判所を有するものとし、かつ、法律は、調停裁定委員会を設置するものとする。但し、この委員会が設置されない裁判管区においては、その権限を司法裁判所に付与することも出来る。

第113条：法は、労働者及び企業家代表の均等を保障して、労働裁判の機関の構成、任命、管轄、権限、保障及び執行条件について定めるものとする。

第114条：労働裁判所は、外国の公法団体並びに市、連邦直轄区、州及び連邦の直接、間接行政団体を含む労働者と使用者の間の個人又は団体の争訴、さらには、法律に従い、労働関係から派生するその他の紛争、さらに、集団のものを含めてその判決自身の履行に起源を有する訴訟を、調停し、裁判する権限を有する。

§1. 団体交渉が失敗した時、両当事者は、仲裁人を選任することが出来る。

§2. 交渉又は仲裁を当事者の何れか一方が拒否した時、両組合は、団体争訟を

提起することが出来、労働裁判所は、協定の規定、労働者保護の最少限の法規定を尊重して、規範並びに条件を設定することが出来る。

第115条：地方労働合議裁判所は、共和国大統領により任命された判事により構成されるものとする。内、3分の2は終身の職業裁判官とし、3分の1は非終身の階級裁判官とし、職業裁判官の間では、第111条の§1. の1) に定めた比率が維持されるものとする。

単項：地方労働合議裁判所の裁判官は下記のものとする。

I：交互に、年功と実績による昇進によって選ばれた労働裁判官。

II：第94条の規定に従う弁護士と労働検察庁の成員。

III：地域を基盤とする連合及び組合の理事による3倍の人名簿に示された階級代表。

第116条：調停裁定委員会は、主宰の労働裁判官1名と非終身の従業員及び使用者の階級代表判事2名によって構成される。

単項：調停裁定委員会の階級判事は、法律の形式に従って、地方労働合議裁判所々長によって任命され、再任を許すものとする。

第117条：階級代表判事の任期は、全ての審級において3年とする。

単項：階級代表判事は補欠を有するものとする。

第VI節：選挙合議裁判所及び裁判所判事

第118条：選挙裁判所の機関は下記の通りとする。

I：高等選挙合議裁判所。

II：地方選挙合議裁判所。

III：選挙裁判所判事。

IV：選挙委員会。

第119条：高等選挙合議裁判所は、少なくとも、下記により選任された7名の成員から成るものとする。

I：秘密投票による選挙。

a) 連邦最高裁判所判事の中から3人。

b) 高等司法裁判所の判事の中から2名。

II：連邦最高裁判所が指名する高名な裁判の知識と高潔な人格を有する6人の弁護士の中から2人の判事の、共和国大統領による任命。

単項：高等選挙合議裁判所は、その所長と副所長を連邦最高裁判所判事の中から選び、選挙修正裁判官を高等司法合議裁判官の中から選ぶものとする。

第120条：各州都及び連邦直轄区には、地方選挙合議裁判所を有するものとする。

§1. 地方選挙裁判所は下記により構成されるものとする。

1) 秘密投票による選挙。

a) 司法合議裁判所の判事の中の2名。

b) 司法合議裁判所によって選任された法律裁判官の中の2名の判事。

2) 州都または連邦直轄区に本部を有する連邦地方合議裁判所の判事1名、または、上記を欠く時、場合のいかんを問わず、当該連邦地方合議裁判所により、選出された連邦判事1名。

3) 司法合議裁判所が指名した高名な司法知識を有し、高潔な人格を有する6人の弁護士の中から共和国大統領による2人の判事の任命。

§2. 地方選挙合議裁判所は判事の中から所長、副所長を選任する。

第121条：補足法は、選挙合議裁判所、法律裁判所判事及び選挙委員会の組織と管轄について規定する。

§1. 合議裁判所判事、法律判事、選挙委員会の成員は、その職務の執行において、かつ、これらの者に適用可能な限りにおいて、安全な保障を享受し、転所、転任されないものとする。

§2. 労働合議裁判所の判事は、正当な理由のある場合を除いて、少なくとも、2年間勤務するものとし、また、決して連続2回を超えて、2年間の勤務を行わないものとする。代替の判事は、同じ場合に、同じ手続きにより、各種類に同数選任されるものとする。

§3. この憲法に反する場合、人身保護令の拒否、権利保障令の拒否を除き、高等選挙合議裁判所の判定は上訴不能なものとする。

§4. 地方選挙合議裁判所の決定の内、下記の時のみが上訴可能なものとする。

1) この憲法又は法律に明示の規定に反して宣告された時。

2) 2以上の選挙合議裁判所の間法律解釈の違いが生じた時。

3) 連邦又は州の選挙における非選挙権の存否又は当選証明書発行に関する時。

4) 当選証明書を無効とし、あるいは、連邦又は州の選挙による授権の喪失を宣告する時。

5) 人身保護令、権利保障令、“情報保護令”又は、憲法規範保障令の発行を拒む時。

第VII節：軍事合議裁判所及び裁判所判事

第122条：軍事裁判所の機関は下記の通りとする。

I：高等軍事合議裁判所。

II：法律によって制定された軍事合議裁判所及び裁判所判事。

第123条：高等軍事合議裁判所は、連邦上院による指名の承認を得て、共和国大統領が任命する終身判事15名から構成される。うち、3名は海軍将官から、4名は陸軍将官から、3名は空軍将官から選ばれ、全て現役で、経歴の最高位にある者とし、5名は文民とする。

単項：文民判事は、共和国大統領により、35歳を超えるブラジル人の中から選任された下記の者であることを要する。

I：3名は、10年を超える実務経験と、高名な司法知識を有し、高潔な弁護士の中から。

II：2名は、軍裁判所の法務官及び検察官の中から均等の選抜で。

第124条：軍裁判所は法律に定めた軍犯罪を訴追し、裁判する権限を有する。

単項：法律は、軍裁判所の知識、機能及び管轄について定めることが出来る。

第VIII節：州合議裁判所及び裁判所判事

第125条：州はこの憲法に定めた原則に従い、自州の裁判所を組織する。

§1. 州合議裁判所及び州裁判所判事の管轄は、州憲法において定められるものとする。但し、裁判所組織法は合議裁判所の発議とする。

§2. 州憲法の前に、州及び市の法律又は規範的命令の違憲を示す制度は、州に属する。ただし、行為の適法性を認める権限を唯一の機関に与えることは禁止する。

§3. 州法は、当該州の警察軍の実数が2万人を超える州においては、州合議裁判所の提案により、第1審においては司法委員会によって構成され、第2審においては、司法合議裁判所又は各州にある軍の司法合議裁判所により構成された州軍裁判所を設置することが出来る。

§4. 法定の軍犯罪における警察軍及び消防軍の軍人を訴追し、裁判する権限は、州軍裁判所に属し、地位並びに士官及び階級の特権の喪失について決定する権限は管轄の合議裁判所に属する。

第126条：農地紛争を解決するため、司法合議裁判所は、もっぱら農地問題の管轄を有する特別裁判所判事を任命するものとする。

単項：司法の役務の効率的な提供に必要な時は、何時でも、判事が紛争の場所に赴

くものとする。

第IV章：司法行政に不可欠な職務

第I節：検 察 庁

第127条：検察庁は常設で国家の司法行政に不可欠の制度であり、法秩序、民主主義制度、及び利用不可能な社会的、個人的利益の擁護を任務とする。

§1. 職務の一体性、不可分性、独立性を検察庁の制度的原則とする。

§2. 検察庁に対しては、職務及び行政的な自律が保障され、169条の規定に従い、立法府に対して自庁の職及び補助業務の設置と廃止を提案し、試験及び試験と資格の公募により、要員を任命することが出来る。法律は、その組織及び機能について定めるものとする。

§3. 検察庁は、予算編成方針法の制限内で、予算案を作成するものとする。

第128条：検察庁は、下記のことを包含する。

I：下記のことを含む連邦合同検察庁。

- a) 連邦検察庁。
- b) 労働検察庁。
- c) 軍検察庁。
- d) 連邦直轄区、連邦直轄領検察庁。

II：州検察庁。

§1. 連邦合同検察庁は、共和国検事総長が長となる。検事総長は、職業検察官で、35歳を超えたものの中から、連邦上院の成員の絶対多数によって承認されたのち、2年の任期で、大統領が任命し、再任を許すものとする。

§2. 共和国検事総長の解任は、大統領の発議で行われ、事前に連邦上院の絶対多数による許可を得なくてはならない。

§3. 州、連邦直轄区、連邦直轄領の検察庁は、該当法に従い、その成員の職業検察官の中から、3倍の名簿を作成し、検事長の選出に資する。行政府の首長は、2年任期、再任を許す検事長を任命する。

§4. 州、直轄区直轄領土の検事長は、それぞれの補足法に従い、立法議会の絶対多数の決議により罷免することが出来る。

§5. 発議が検事総長の権限である連邦及び州の補足法は、各検察庁の成員に關し、下記の事項を守って、各庁の組織、権限及び規範を定めることが出来る。

1) 下記の保障

- a) 終局審の判決によらなければ職を失うことのない2年間の勤務の後の終身身分保障。
- b) 公共の利益の原因とし、十分な弁護を保障して成員の3分の2の表決による検察庁の権限ある合議機関の決定による場合を除く転任、転所の禁止。
- c) 報酬に関し、第37条のX I、第150条のII、第153条のIII、第153条の§2. の1) に定めるところを守る減俸の禁止。

2) 下記の禁止。

- a) いかなる名目、いかなる理由によっても、訴訟の報酬、歩合又は費用を受領すること。
- b) 弁護士の実務を行うこと。
- c) 法律の形式において、商事会社に参加すること。
- d) 裁判官職を除いて、たとえ、待命中であっても、何れかを問わず他の公務を行うこと。
- e) 法律に定めた例外をのぞき、政治政党活動を行うこと。

第129条：検察庁の制度的職務は下記の通りとする。

- I：法の形式において、刑事の公訴を独占的に進める。
- II：公権力実効的尊重と、この憲法に保障されている権利に対する公共の重要な業務の実効的尊重に務め、これらの保障に必要な措置を進める。
- III：公共及び社会資産、環境並びにその他の一般かつ集団的な利益の保護にかんする民事の調査及び民事の公訴を進める。
- IV：この憲法に規定した場合において、法律及び規範的命令の解釈並びに連邦、州の干渉の目的のために、違憲の訴訟又は代理の訴訟を推進する。
- V：原住民の権利と利益を、裁判において、擁護する。
- VI：該当の補足法の形式に従い、管轄の行政手続きにおいて、召喚状を発し、手続きに必要な情報及び文書を請求する。
- VII：前項に述べた補足法の形式において、警察活動の外部統制を行う。
- VIII：訴訟上の意思表示に関し法的な根拠を示して行う捜査及び警察の取調べの開始の請求。
- IX：法律によって付与されたその他の職務を行う。ただし、検察庁の目的と両立することを条件とし、公的団体の裁判上の代理及び裁判上の顧問をおこなってはならない。

§1. 本条に規定する民事訴訟に対する検察庁の適法性は、この憲法と法律に規

定する所に従い、同じ前提条件において行う第三者の訴訟を禁じるものではない。

§ 2. 検察庁の職務は、職業検察官によってのみ行使することが出来、この検察官は、任務の裁判管轄地区に住まなくてはならない。

§ 3. 職業検察官の採用は、試験と資格による公募によって行い、公募を行うに当たってはブラジル弁護士協会の参加が保障されるものとし、かつ、任命に当たっては、合格順位が守られるものとする。

§ 4. 検察庁には出来うる限り、第93条のⅡとⅥの規定が適用されるものとする。

第130条：会計検査院付の検察庁の成員には、権利、禁止及び任命の形態に関し、本節の規定が適用されるものとする。

第Ⅱ節：連邦総弁護庁

第131条：連邦総弁護庁は、直接又は関連の機関を通じて裁判上又は裁判外で連邦を代理する制度で、組織と機能を定める補足法に従い、行政府の法律顧問及び補佐の活動を行うことが出来る。

§ 1. 連邦総弁護庁は、長として、35歳を超え、高名な司法知識の所有者でかつ廉直の声望を有する者の中から共和国大統領が任命する。

§ 2. 本条に言う制度の経歴の初めの職階への採用は、試験と資格による公募を通じて行うものとする。

§ 3. 請求可能な税債権の執行においては、連邦の代理は、法律の規定を守り、大蔵省の総合監察局に権限が属するものとする。

第132条：州及び連邦直轄区の検事は、当該連邦構成単位の司法上の代理及び司法顧問を行うものとし、この組織への採用は第135条の規定を守り、試験と資格の公募によるものとする。

第Ⅲ節：公共弁護・保護局

第133条：弁護士は、司法行政に不可欠のものであって、その職業実行における行為及び意思表示は、法律の範囲内において、不可侵とする。

第134条：公共弁護局は、国家の司法機能に不可欠の制度であり、第5条のLXXIVに従い、全ての審級における、無資力者の法律的指示及び弁護を任務とする。

単項：補足法は、連邦、連邦直轄区、直轄領の公共弁護局を組織し、さらに、試験と資格による公募によって開始され、その成員に対しては転任、転所の禁止が保

障され、制度の権限外での弁護士業務を禁じられた職務において、州におけるその組織のための一般的規則を規定するものとする。

第135条：この編において規制される経歴は、37条のX II及び第39条 § 1. の原則を適用する。

第V編：国家及び民主主義諸制度の防衛

第I章：戒厳及び国土防衛事態の布告

第I節：国土防衛事態

第136条：特定かつ限定された場所において、体制の重大かつ著しい不安定により脅威を受け、あるいは、大規模な天災によって被害を生じた公の秩序及び社会的平穩を維持し、あるいは、速やかに回復する必要のある時、共和国大統領は、共和国顧問会議及び国防審議会を聴聞して、国土防衛事態を布告し、これを国会に付議することが出来る。

§ 1. 国土防衛事態を制定する布告は、その継続期間を検定し、包含される地域を特定しかつ法律の制限内で、下記の中から、効力を有する強制措置を指定するものとする。

1) 下記の権利の制限：

- a) 団体の内部でおこなわれているものをも含める集会。
- b) 通信の秘密。
- c) 電信、電話通信の秘密。

2) 公共災害の場合、公衆の財産及びサービスの一時的占拠及び使用。但し、連邦はこれによる損害及び費用に対する責任を負うものとする。

§ 2. 国土防衛事態の継続期間は30日を超えてはならず、布告の根拠となった理由が継続する時は、1回に限り同上期間延長できるものとする。

§ 3. 国土防衛事態の有効期間において：

1) 本措置の執行官によって検定された国家に対する犯罪による拘禁は、当該執行官により、直ちに、管轄の判事に通知されるものとし、この判事は措置が違法の時は、直ちに非拘禁者を釈放する。非拘禁者は、警察当局に、罪体の検査を要求することが出来る。

2) 上記の通知は、官憲による非拘禁者の取調時における身体状態の申告を添

附するものとする。

3) いかなる者の逮捕、勾留も10日を超えることは出来ない。ただし、司法府が許可した時はその限りではない。

4) 拘禁者の通信は禁止してはならない。

§4. 国土防衛事態又はその延長が布告されたのち、共和国大統領は24時間以内に、この布告を理由とともに、国会に送付するものとし、国会は、絶対多数でこれを決定しなくてはならない。

§5. 国会が休会中は、5日の期限内で、臨時に招集されるものとする。

§6. 国会は布告を受理した日から数えて10日以内に布告を審議するものとし、さらにこの国土防衛事態が有効の内は、機能を継続していなくてはならない。

§7. 布告が拒否された時、直ちに、国土防衛事態は止むものとする。

第Ⅱ節：戒 厳

第137条：共和国大統領は、下記の場合、共和国顧問会議及び国家防衛審議会を聴聞し、国会に対して戒厳の布告の許可を申請するものとする。

I：国家的影響を有する重大な反乱又は国土防衛事態の期間にとられた措置の無力を証明する事実。

II：戦争状態又は外国の武装攻撃に対する反撃の布告。

単項：共和国大統領は、戒厳の布告またはその延長の許可を申請するに当り、申請の決定理由を報告しなくてはならず、国会は、絶対多数でこれを決定しなくてはならない。

第138条：戒厳の布告は、期間、執行に必要な規範及び停止される憲法上の保障を示し、さらに、公示ののち、共和国大統領は特定の措置の執行官と包含される地域を示すものとする。

§1. 第137条のIの場合において、戒厳の布告は、31日を超えて布告されてはならず、各回上記を超えて延長されてはならない。II項の場合は、戦争又は外国の武装攻撃が継続する全期間、布告が継続するものとする。

§2. 議会の休会中に戒厳の布告が申請された時は、連邦上院議長は、上記の布告を審議する目的で、5日以内に集会するために、臨時に国会を招集する。

§3. 国会は、強制措置の終了まで活動するものとする。

第139条：第137条のIを根拠として布告された戒厳の有効期間中において、人に対しては、下記の措置のみを行うことが出来る。

I：特定の場所に滞在する義務。

II：普通犯罪によって、告訴又は有罪とされた者に充当されたものでない建物での拘留。

III：法定の形式における信書の不可侵、通信の秘密、情報の供与及び新聞、ラジオ放送、テレビ放送の自由に関する制限。

IV：結社の自由の停止。

V：住居における捜索と押収。

VI：公共業務の会社に対する介入。

VII：財産の要求。

単項：立法議会の議長が解除したことを条件に、当該立法議会で行われた議員の発言の公開はIIIの制限に含まれないものとする。

第III節：一般的規則

第140条：国会の議長は、党指導者を聴聞して、国土防衛事態及び戒厳に関連の措置の実施を監督し、検査するために、その成員の内の5人からなる委員会を任命するものとする。

第141条：国土防衛事態または戒厳が止む時、その効力も止むものとする。ただし、その執行官又は代理人が行った責任は、影響を受けないものとする。

単項：国土防衛事態または戒厳が止んだのち直ちに、共和国大統領は、これらの有効期間中に行われた措置は、国会に対するメッセージの中で、被害者の名簿と適用された制限の指摘とともに、おこなった措置を明記し、かつ、理由を付して報告しなくてはならない。

第II章：国 軍

第142条：国軍は、海軍、陸軍、空軍により構成され、共和国大統領の最高権威の下、階級と規律に基き組織された恒常的な国家制度であって国の防衛、憲法上の諸権力の保障及びこれら諸権力の何れかの指揮により法と秩序の保障に当たるものとする。

§ 1. 補足法は国軍の組織、準備、使用において採用される一般的規範を定める。

§ 2. 軍の規律上の処罰に関しては人身保護令は発行されない。

第143条：兵役は、法の規定に従い、義務付けられるものとする。

§ 1. 国軍は法の範囲で、平時において、招集後、良心の命令を理由として、本